

砥 部 町 議 会  
平 成 2 0 年 第 2 回 定 例 会  
会 議 録

平成20年第2回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成20年6月12日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成19年6月12日 午前9時30分 議長宣告		
応招議員	1 番 山口元之      2 番 政岡洋三郎      3 番 西岡章一 4 番 土居美智子      5 番 中村 茂      6 番 西村良彰 7 番 井上洋一      8 番 樋口泰幸      9 番 栗林政伸 10 番 土居英昭      11 番 宮内光久      12 番 大野和博 13 番 中島博志      14 番 田室博志      15 番 平岡文男 16 番 山本典男      17 番 玉井啓補		
不応招議員	なし		
出席議員	出席議員は、応招議員の17名		
欠席議員	18 番 三谷喜好		
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長                      中村 剛志                      副町長                      柳田 稷 収入役                      佐川 秀紀                      教育長                      佐野 弘明 総務課長                      明賀 徹                      広田支所長                      丸本 正和 企画課長                      上岡 洋一                      監理財政課長                      松下 行吉 税務課長                      武智 充吉                      住民サービス課長                      藤田 正純 民生こども課長                      正岡 修平                      生きがい推進課長                      大西 潤 健康づくり課長                      相原 宜紀                      学校教育課長                      松村 昇二 生涯学習課長                      大野 哲郎                      環境保全課長                      日浦 昭二 商工観光課長                      相田由紀夫                      農林課長                      西崎 悟 建設課長                      萬代 喜正                      下水道課長                      東岡 秀樹 水道課長                      辻 充則		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫		
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 13番 中島博志君      14番 田室博志君		

平成20年第2回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第1 行政報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 研修報告

日程第6 一般質問

・散 会

平成20年第2回砥部町議会定例会

平成20年6月12日(木)

午前9時30分開会

○議長(井上洋一) 三谷議員から欠席届が出ております。現在の出席議員は17人です。定足数に達していますので、平成20年第2回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 行政報告

○議長(井上洋一) 町長あいさつ及び日程第1行政報告を行ないます。中村町長。

○町長(中村剛志) 6月定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

梅雨に入り、うっとうしい日が続いておりますが、農家では田植も始まり、夏の訪れを感じる季節となりました。議員の皆様には、公私とも何かとお忙しい中、ご出席を賜り、本日から20日までの9日間にわたりまして、ご提案させていただきます議案等について、ご審議を賜りますことに対し、心から感謝を申し上げます。

心配しておりました道路特定財源がなんとか確保されました。暫定税率が復活し、4月中は、ガソリンの価格が1リットル当たり、130円程度でしたが、5月からは160円を超え、今や180円に届くまでに高騰しており、家計にもかなり影響が出ているようです。しかし、地方にとりまして、道路予算はまだまだ必要です。一般財源化はやむを得ないとしても、道路整備のための目的税である以上、必要な道路整備を着実に進める財源として充当していただかなければなりません。地方の自立、地域間競争の激化が言われる時代に、基盤となる道路が不十分である地域と、交通機関に恵まれている都市圏との格差は益々拡大し、地方は頑張ろうにも頑張れなくなります。砥部町にとりまして、国道379号の万年からのトンネル工事、そして、33号の三坂トンネルの早期完成や高規格道路としての整備促進に強く期待をしております。

さて、いよいよ北京オリンピックの開催が近づいてまいりました。我が国選手団の活躍を期待するところですが、先月、発生しました「中国・四川省大地震」は、想像以上の災害をもたらし、数万人の死者を出す大惨事となりました。オリンピックの開会を目前に控えての大災害に、中国国民の皆様は、複雑な心境ではないかと思えます。被災された皆様に対し、衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた皆様のご冥福をお祈り申し上げます。また、こうした大災害は、本町にとりましてはよそ事ではありません。今世紀前半に、高い確率で発生すると言われております南海地震に備え、こうした地震発生を「他山の石」として、これからの防災対策に生かしてまいりたいと思えます。

さて、今定例会におきましては、補正予算に関する議案2件、条例の一部改正等の議案2件、報告・承認案件7件、合わせて11件の議案等のご審議をお願い申し上げます。内容につきましては、別途詳細にご説明申し上げますので、ご審議賜り、ご議決・ご承認を賜りますようお願い申し上げます。なお、行政報告は、この後副町長が行いますの

でよろしく願いいたします。以上、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 柳田副町長。

○副町長（柳田稜） それでは私から3月定例会以降の行政の概要について報告をさせていただきます。お手元に行政報告をお配りしておりますが、それにより説明をさせていただきます。

まず、監理財政課が執行しました平成20年4月以降入札の状況でございますが、20年度から入札制度の改善に向け、建設工事の郵便入札及び予定価格の事前公表等を試験的に導入をしております。その中で、5月までに執行しました入札件数は53件で、設計総額2億206万円に対し契約額は1億6,994万円で落札率は84.1%になっております。その内訳ですが、土木建築工事が12件、その他の工事が7件、建設コンサルタント委託業務が4件、施設の維持管理委託その他委託業務が24件、物品購入が6件、それぞれお手元にお配りの金額、落札率となっております。なお17件の郵便入札を行いました。特にトラブルも無く、順調に執行できております。

次に、住民サービス課関係でございますが、今、いろいろと話題になっております後期高齢者医療制度につきましては、保険料の徴収におきまして、電算システムのプログラムミスにより、特別徴収対象者の一部23名の方の4月、5月分の保険料が年金天引き不能になるという事故が発生をいたしました。発覚と同時に、直ちに該当者を戸別訪問いたしまして、陳謝するとともに、事情を説明させていただき、天引き不能分は普通徴収させていただくこととし、10月から改めて年金天引きをさせていただくことでご了解をいただいております。

次に、公共下水道事業の進ちょく状況につきましては、砥部中央幹線管渠敷設工事の①株式会社浅田組が施工中の3工区は、5月末現在370mの推進工事が完了し、進ちょく率69%になっております。②株式会社伊予ブルドーザー建設が建設中の4工区も順調に進ちょくし、現在、発進坑を築造中ですが、同工事に伴い支障となる水道管の敷設工事を指名競争入札により、株式会社ウォータークリエイイトが483万円で落札し、5月末完了をしております。③の5工区は3月31日、指名競争入札によりまして2,982万円で有限会社岩本建設が落札。マンホール設置が完了し、管渠敷設工事に着手をしております。また、(2)の管渠詳細設計委託業務関係の県道伊予川内線南側の重光区管渠詳細設計につきましては指名競争入札により、セイワコンサルタント株式会社が1,260万円で落札。スーパーフジ原町店東側及び南側一部区域の管渠詳細設計は株式会社菱和設計コンサルタントが777万円で落札。(3)の管渠工事の現場技術業務委託は指名競争入札によりまして、株式会社親和技術コンサルタントが1,081万5千円で落札をしております。(4)の日本下水道事業団へ委託しております砥部浄化センター土木建築工事につきましては、現在、反応タンクの築造に着手し、ろ過消毒棟の建築確認が6月上旬に確認済となる見通しでございます。全体工事に対する、進ちょく率は16%でございます。

次に、農林関係でございますが、町単独土地改良事業の竹ノ下水路改修工事は指名競争入札により、有限会社藤田建設が535万5千円で落札。同じく山田水路改修工事は指名

競争入札により、株式会社丸和建设が424万2千円で落札し、それぞれ工事に着手をしております。(2)の町単独補助土地改良事業につきましては、早期着手をしていただくため申請が上がっております13件の事業に対しまして補助金交付の承認をさせていただいております。(3)の広田地区地すべり対策事業計画書作成業務委託は随意契約によりまして、株式会社キンキ地質センターに14万9,100円で委託をしております。農道通谷線除草工事は3社見積りにより、有限会社和工建設と63万円で契約し、着手をしております。(4)の大角蔵治山事業流末水路改修工事を6社による見積りにより有限会社藤田建設と91万3,500円で契約し着手しております。同じく七折北谷治山事業流末水路改修工事も6社見積りによりまして、71万4千円で藤田建設と契約し、着手をしております。また、恒例になっております稚魚の放流でございますが、4月30日に肱川漁協により玉谷川へアユの稚魚30kg、5月16日には重信川漁協が砥部川にアユの稚魚80kg、5月27日には重信川漁協がつづら川と立野川にアマゴの稚魚1万尾を放流をしております。次に、4月27日に、広田地区生活実践委員会と共催によりまして、ひろた山菜まつりを「道の駅ひろた」を中心に開催し、山菜や農産加工品等の販売を行い、約1,300人のお客さんで賑わっております。

次に、商工観光課関係でございますが、今年25回目を迎えました砥部焼まつりが4月19、20日の2日間、町総合公園を主会場として盛大に開催されました。メインの砥部焼大即売会では約100軒の窯元から10万点の作品が出品されました。その他にも新作品展や企画展、絵付け体験コーナー、物産即売会、チャリティオークション等、多彩な催しが行われまして、県内外から11万人の方が砥部焼きの里を訪れました。また、前夜祭では、獅子舞や和太鼓演奏、フラダンスなどが披露され、さらに「陶街道うどん」は食べた器が1,000名にプレゼントされるとあって長蛇の列ができるなど好評でございました。また、愛媛県一斉ウォークラリーが5月18日に、砥部町と大洲市で実施され、砥部会場では、「ウォークラリーで陶街道に行く」と題して37組170名が砥部焼の絵付け体験等、砥部焼の里を満喫していただきました。

次に、学校教育課ですが、平成20年度もスタートして二カ月余りが経過をしました。これまで特に問題となるような事件事故も無く順調に学校運営が行われております。本年度の学級編成につきましては、詳細は別紙に添付しておりますが、対前年比で、小学校児童数が3名増加し、1,234名。学級数は2学級減少し、56学級になっております。また中学校は、生徒数は37名減少し、606名。学級数は1学級減少し、21学級になっております。それぞれの学校の内訳は別表のとおりでございます。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（井上洋一） 行政報告を終わります。



## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（井上洋一） 日程第2会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番中島博志君、14番田室博志君を指名します。

~~~~~

### 日程第3 会期の決定

○議長（井上洋一） 日程第3会期の決定についてを議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、去る6月3日開催の議会運営委員会において、本日から20日までの9日間とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月20日までの9日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第4 諸般の報告

○議長（井上洋一） 日程第4諸般の報告を行います。

本日は、録音等の申し出があり砥部町議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可しております。

次に、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。

次に、監査委員より、4月末現在までの例月現金出納検査について良好であった旨の報告がありました。

次に、本日まで受理しました請願は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、6月20日の本会議でお願いします。

次に、閉会中、議員定数等検討特別委員会から議員の派遣依頼があり、砥部町会議規則第119条の規定により、これを許可し、5月22日から23日に議員定数の検討について福岡県築上町に視察研修を行いました。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

### 日程第5 研修報告

○議長（井上洋一） 日程第5研修報告を行います。総務文教常任委員長の報告を求めます。樋口泰幸委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） おはようございます。総務文教常任委員会の研修報告を行います。財政状況に関する調査研究のため、5月7日、8日の2日間にわたりまして長崎県長与町、熊本県益城町において研修を行いました。初日の5月7日長与町におきましては葉山町長、西田議長より町面積28km<sup>2</sup>に4万2,207人が生活する、楽しく安心して住める町づくりについて説明がありました。この長与町につきましては砥部町のライオンズクラブとの姉妹クラブとしての関係もあり、初対面とは思えぬ対応をしていただきました。その後、総務課の職員により、事前に質問状を10項目提示していた内容について対応をしていただきました。その10項目につきましては、1. 健全財政を維持す

る取り組みについて。2. 集中改革プランの進ちょく状況。3. 合併していないことによる交付税等の影響について。4 番目、税収入の占める割合が高いのはなぜか。5 番目、自主財源にはどのようなものがあるか。6 番、公共下水道が一般会計に及ぼす影響はどうか。7 番、性質別で人件費の占める割合はどうか。8 番、第3セクターの取り組みについて。9 番、町債の残高及び今後の見通しについて。最後に10番目に、指定管理者制度の活用はどうなっているか。その10項目の質問について、1項目ごとに丁寧に説明を受け、総務委員会としても質疑を行いました。その中で、部分的な研修内容を報告いたします。長崎市のベッドタウンとして人口増をしている町であり、財政状況では個人町民税、固定資産税が伸び、安定した税収入が得られ、収支の均衡を保つことができていました。ここの歳入につきましては、約102億。その内の自主財源が55億、約53%と高い現状でありました。また法人税収入を上げるために企業誘致を進めていましたが、思うようには進んでいませんでした。また長与町においてはシーボルト大学を誘致して、幼稚園から小学校、中学校、高校、大学まで町内で確保し、人材育成に取り組んでいました。また、大学誘致と同時に大学関連企業の進出が増えております。また長与町におきましては下水道工事がほぼ終了し、98%の加入率で素晴らしい成果だと思いましたが、それでも一般会計からの繰入金がかかっているのが現状でした。また、農業面では柑橘みかんを中心に、砥部町と同様、助成金農業支援策で活力ある農業を目指していましたが、経済的に成果が出る状態には至っていませんでした。

また、5月8日、熊本県益城町での研修ですが、この町も熊本市のベッドタウンとして長与町とよく似た財政状況で、税収入は安定しておりました。ここの歳入予算が86億。その内自主財源が42億、約48%とここも高い現状でした。また企業誘致として面白い取り組みをしていましたので紹介いたします。250アールの企業参入につきましては町助成金として5億円を組んで誘致の働きをしていましたが、熊本県が誘致するのは出来やすいんですが、いざ町で誘致するとなると、農振問題等であつまずき実現はしていない状態でした。企業が来れば固定資産や就業者の雇用なども楽しみだろうという、新しい試みをしておりました。また、下水道工事はこちらもほぼ終了し、加入率80%で一般会計からの繰入が4億5千万円と負担が大きい状態でした。益城町では当初の下水道料金を低く設定したため、値上げが非常に難しいと頭を抱えている状態でした。また砥部町におきましても今後加入率をいかに100%にもっていくかという位のつもりでないと大変ではないかというふうに考えました。農業面では益城町はスイカやメロンの栽培が盛んでありましたが、現在では減少気味であります。農業支援事業、助成等の努力はしていますが、経済的に効果が出るには至っていませんでした。農業面では今の現状では打開が難しいのか、安全な食糧生産、自給率向上のためにも私たちも知恵を絞りたいものであります。また両町とも指定管理者制度は制定しておりましたが、活用はしていませんでした。また交付税は年間、両町とも年間1億5千万円ずつ位減少気味で、合併には関係なく全体的に減少している状態でした。また、今後の見通しにつきましては両町ともどうなるかは分からないという返答でした。また合併していない関係もあり、性質別人件費の占める割合につきましては、職員数は少なく両町とも低かった現状です。10項目の中、一部を述べさせてい

いただきました。詳しい内容が知りたい方は、総務文教委員6名いますのでお願いいたします。両町の研修時間オーバーにも関係なく、快く対応していただいたことに感謝しながら総務文教委員会の研修報告を終わります。

○議長（井上洋一） 産業建設常任委員長の報告を求めます。平岡文男委員長。

○産業建設常任委員長（平岡文男） 産業建設常任委員会の研修は5月12、13、14日の3日間、長崎方面へ行ってまいりました。我々が12日の3時頃に着きましたのは、国営諫早湾干拓事業の堤防でございました。国の政策でございませけれども、マスコミ、テレビ等で締め切りの鉄板が落ちるところ、ムツゴロウが死ぬところ、そして2,500億円という投資を、これは無駄使いではなからうかと、そういう考えで現地の事務所には電話をせずに、現地の方とじきにお話を聞きたいということで、事務所は訪ねませんでした。まず、諫早市を回って国見町に着きました。真っ直ぐの7kmの堤防が出来ておりました。テレビは映さないけれども、後ろ側には5.5mの道が7km真っ直ぐ付いておりました。なぜ映さんのか、ぐるりと湾を回ったら50分かかります。ところが7分で行くと。そういうことはマスコミは発表しておりません。それと、私が地元の75歳と、72歳の方2人にお話をさせていただきました。堤防に行きますと家族と、親戚の方ですか、見学に来ておりました。「愛媛から来たんですけれども、率直にお話聞かせてくれませんか。」と、言いましたら安心したのか、「ところで、膨大な800haからの土地を埋め立てて、完売できたんですか。」と。私は半分も売れてないと思っておったんです。ところが完売です。一部住宅、一部農地620haですか、公募は900haの応募があったそうです。その中で、人選しまして有機農法とかいろんな考えを持っておる方が620haに入植をされたそうです。4月から野菜を植えまして特にレタスやキャベツ、すごく出来ると。山から土を混ぜて埋め立てたわけではございませんので、海の泥を上げて干拓しておりますので、肥料を一切やらんで農薬もほとんど使わない、そういう状態で今出来ておるそうでございます。また、この2,500億からのお金を使って、堤防、実際地元の人に聞きますと、昭和32年に諫早湾台風がございまして、539の方が亡くなっております。どうしてかと言いますと、諫早湾は0m地帯で満潮になりますと、陸と海との差がこれくらいしか無い。そして沖合いにテトラポットで防波堤みたいなものを造ったんですけれども、効き目が無いということで、堤防の話が、湾の入り口に出来たように言われておりました。平成まで560人位の方が水害で亡くなっております。これが高いか安いのか、なぜマスコミはそういう被害を取り上げて報道しないのか、そしてですね、72歳の方が最後におっしゃいました。反対をしておりました漁民も何十人、入植地に入っておるんですよ。その頭金の補償金が欲しかったのではないですかと、極端に言われましたけれども、我々が諫早で聞いた話ではほとんどの方が、「有難い、これで台風が来ても安心できる。」ということで、マスコミとはまったくの大違いでありました。私は「百聞は一見にしかず」で、我々も行くまでは、無駄な工事をしやがってと思って行きましたけれども、やっぱり現地を見て、人の話を聞くのが本当の報道ではなからうかと思いました。また長崎のその2人の方はですね、「ええ、愛媛では道が付いたんとか、完売したんとか、漁民が入ったんの知らんのですか。」とたまげておりました。というのはそういうマスコミ、全国でながさ

ないから。長崎や佐賀や熊本の方は知っておいでるけれども、我々は全国の方はほとんど知りませんよというようなお話をさせていただきました。また、特にですね、優秀な方々、企業等が入っておりますが、一人平均7haです。酪農から始まって、今度また長崎の方に行くことがございましたら今度は野菜をまた、酪農を見てみたいなと思っております。

2日目でございますが、全国で国直営の柑橘の研究所が静岡と島原にございます。口之津の研究所へ行ってまいりました。ここは20haのみかん山、整然としたすべての品種を植えて研究をしております。そこで、この研究所から新しい品種が今、砥部町の農家も恩恵を受けております、デコボンとせとかがこの新品种開発です。その農地を見させていただきましたけれども、ちょうど花が咲いておりました。朝一番に、掛け合わせ品種と品種の花を、掛け合わせまして、即、袋を掛けると。蜂が来て交配したらいかん。その実を、秋に熟して取りまして、約3千粒蒔くそうです。そして1年間太らせまして台木に千本接ぎます。そして3年目に初めてならずそうです。「所長さん、どのくらいな確立で品種が出るんですか。」「千本で1本です。」世に出すまで20年かかります。はっきりそれは言われました。そして今現在ですね、新しい品種を来年、再来年くらいにツノキという、清見と興津を掛け合わせた品種を登録するそうです。そして、最後にこれから農業はどうですかと尋ねましたら、「一つの品種でやるのは危険ですよ。3種類位の品種を植えなさい。そして、我々が開発したデコボンとせとか、これに優る物を植えなさい。これに、食味、糖度が落ちるものはまず駄目ですよ。」ということをはっきり言われました。そして最後に、「愛媛県はちょっとよそより有利かな。」と、ぽつとこぼしたんです。どうしてですかと言ったら、愛媛の試験場は良いのを2つ開発しとる。1つは紅マドンナ、もう一つは甘平という品種だそうです。これがどうも所長さんの考えでは悪くない品種のように思いました。そこで勇気付けられて、愛媛も頑張るとんだなというような印象を持って後にしたわけでございますけれども、その所長さんが言いますには、国の研究所ですから、長崎で開発しても長崎だけで本品を出すゆうようなことは出来んそうです。ですからデコボンもせとかもすべて全国に広がったんです。ただ、条件は愛媛県の農協なり試験場がこの品種が来年あたり出ますけれども、ある程度、農家を確保して生産しないと出さない。1軒や2軒では、市場の相手ができませんから。そういう条件は付けますということでございましたけれども、今後の品種に期待をしたいな、また愛媛県は試験場頑張っておるなと勇気付けられました。以上で終わります。

○議長（井上洋一） 厚生常任委員長の報告を求めます。西岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西岡章一） 厚生常任委員会の研修についてご報告申し上げます。去る5月13日から15日までの3日間、知的障害者入所厚生施設、「こころみ学園」と高齢者を対象にした「脳のパワーアップ教室」を開催した東京都武蔵村山市を訪問し、研修をしてきました。

まず、「こころみ学園」についてご報告をします。年齢15歳以上の成人の知的障害者を対象とし、入所者90人、園長を含め職員44人という大所帯です。設立は昭和44年11月。設立のねらいは、1. 移動の訓練が十分行える施設をつくること。2. 自然の中で、質素な生活を大切にする施設をつくること。3. 土地の人たちとの生産の営みに深く関わ

り、お互いに助け、助けられ、助けようとして生きる施設をつくることの3点です。建物だけでも、管理棟1棟、居室棟3棟、職員宿舎3棟、自立訓練棟を含む宿舎3棟、その他、倉庫、ボイラー室等がありました。急な斜面のぶどう園は3万6千㎡、椎茸のホダ場としての杉林が2万㎡を有し、ワインとしてのブドウを栽培し、年間16万本を出荷、4億円という売上を上げております。私たちがうかがった時は、椎茸の原木を移動する時期で、一人ひとりが1本ずつ抱え、急な坂道を徒歩で、移動作業中でした。ゆったりとした時間が過ぎているような風景です。居室棟の各部屋はきちんと整理され、洗濯物も1日100人分で、1日中洗濯機が回っているそうです。これらもすべて入居者たちが行う仕事です。知的障害者の「物事にこだわる」という性質を上手に生かされ、それぞれに向いた仕事が割り振られ、ここで造られたスパークリングワイン「NOVO」は、2000年の沖縄サミットの晩餐会で、ソムリエの田島氏の推薦で選ばれ、乾杯に使われた逸品です。行政からの補助金を一切もらわない経営は、園生が育てたぶどうをワイナリーが買い取り、代金を学園に支払う。園生がワイナリーで働いた賃金も学園に支払われる。これらの収入から学園の経費を差し引いた額を園生全員で等分するようになっております。応益負担は、ここでも重くのしかかり、自立という言葉が一人歩きの観があり、地域の住民とのコミュニケーションは非常にスムーズに受け入れられ、迷子の入園者も外から情報が入ってくるということ。また、毎年行っている収穫祭には近隣の人はもちろん、遠く県外からも参加しているそうです。創設者の川田さんは、福祉センターの施設長時代、冷暖房完備という至れり尽くせりの環境が、子どもたちの目の輝きを奪っていると感じられました。この経験が設立のねらいの3点に込められているのだと改めて感心しました。

次の訪問地、東京都武蔵村山市の「脳パワーアップ教室」ですが、19年度に初めて「認知症予防事業」として開催されました。目的は、「脳の健康維持」「学習を通じた人と人との交流・生きがいづくり」「明るく活力ある地域社会づくり」「住み慣れた地域での自立した生活の支援」の4点を挙げています。教材は東北大学の川島教授らの脳科学研究に基づいた共同研究チームによる認知症の改善を目指した学習療法の研究で生まれたもので、株式会社くもん学習療法センターが提供しているものです。読み書き教材、計算教材、すうじ盤100等があります。どれもいたって簡単な問題で、一人ではやらないだろうなという感じを受けました。19年度の予算は定員30人、学習サポーター10人、教材等合計119万9千円。20年度は定員等同じですが、最後に脳の機能検査、ファイブ・コブ検査を予算化し、予算合計139万2千円となっています。学習者は65歳以上の高齢者全てが対象で、昨年度は最高年齢者87歳、平均年齢は74.6歳でした。学習サポーターの最高年齢は73歳、平均61.0歳でした。学習サポーターは、参加者の学習の手伝いや、学習の効果の説明や、明るく楽しい雰囲気作り等を行うボランティアです。ファイブ・コブ検査は、軽度認知障害の時期に低下する、記憶・注意・思考の認知機能状態を評価するもので、最大100人を一度に検査を行うことができる集団認知機能検査です。

砥部町としてもこのような試みが必要ではないかと思った研修でした。以上で研修報告を終わります。

○議長（井上洋一） これで研修報告を終わります。

日程第6 一般質問

○議長（井上洋一） 日程第6一般質問を行います。質問回数・質問時間は従来通り制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。それでは、質問を許します。17番玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 17番玉井でございます。介護保険についてと、指定管理者制度についてを、2点お尋ねをいたします。

軽度の要介護者を介護保険制度から排除し、給付を年2兆900億円削減。電撃的な試算が5月13日の財政制度審議会、財政構造改革部会に示されました。一方、介護保険制度については抜本的な見直しをする時期にさしかかっていると、財政制度と、審議会財政構造改革部会の西村氏は言うはばかりません。また額賀福志郎財務相は記者会見で骨太の方針2006に明記された、高齢化に伴い、増加する社会保障費の自然増を毎年2,200億円抑制する路線を堅持するとの表明です。かつて小泉純一郎首相は歳出制限をどんどん切り詰めていけば、やがて欲しいという声が出てくる。増税をしてもいいから必要な施策をやってくれという状況になってくるまで、歳出を徹底的にカットしないとけないと語っています。社会保障費抑制路線による庶民への痛みの押し付けは、命に関わる事態まで達しています。この事態を好機とばかりに、消費税増税によって懸案を一気に解決しようという動きは大きくなりつつあります。

さて、2006年4月から介護保険が全面施行され、多くの高齢者が容赦なく公的な介護サービスを奪われました。政府与党が宣伝した「介護予防」や「自立支援」とはまったく逆のことが起きています。低所得者には、利用度負担が重いなど、「保険あって介護なし」と指摘されてきました。小さいことまで申し上げればきりがないので、主な9点を質問いたします。1点目、一般財源で行ってきた介護保険予防福祉事業、介護保険に「地域支援事業」とし吸収したことも保険料の値上げの一因ではないか。「地域支援事業」には、高齢者虐待に関する相談なども含まれており、一般財源で運営すべきではないかと思えます。

2点目、介護保険の改定で、要支援1、2と判定された方からの福祉用具の取り上げなどサービスはどのように変わったか。なお、砥部町の行政指導はいかがなものか。3点目、全国の市町村の保険料は平均で約24%値上げされているが、本町はいかがか。4点目、介護保険料高額の最大の要因は、介護保険の創設時に、国の負担割合を2分の1から4分の1に引き下げたことにありますが、全国市町村などが要望している、国庫負担を30%にすべきであるという意見についてはどのようにお考えなっているか。5点目、要支援1、2と判定されて、「門前払い」や「たらい回し」でケアプランを作成してもらえない事態が起きています。本町はどのように取り組み、指導されておるのか。6点目、特養ホームの個室化が進められ、居住費が高くなったため、入所を断念する人や、相部屋希望が殺到していると聞いていますが、本町の状況はどうか。また、その取り扱いはいかがか。7点目、地域包括支援センターは、どのような相談が多いのか。8点目、介護報酬が大幅に切り下げられ、多くの介護施設が経営の危機に直面しています。介護労働者が離職するという深

刻な実態が報告されていますが、本町はいかがでございませうか。9点目、誰もが安心して利用できる介護保険を目指し、改善が必要と思ひますが、どのようなお考えであるのか、9点について町長のご所見をお伺ひいたします。

次に、指定管理者制度についてをお尋ねいたします。指定管理者制度の導入としては、営利企業の参入をうながし、市場競争の原理を動かせば、施設の維持管理経費の削減、住民サービスの向上を同時に達成できると言われ、宣伝してきました。総務省調査「公の施設の指定管理者制度導入状況に関する調査結果」によると施行後3年間で新たに6,753施設が直営から移行し、2006年9月現在、61,563施設に指定管理者制度が適用されています。この調査結果からも、政府の思惑通りに移行が進んでいないことが見て取れます。その要因の一つは、各地において取り組まれた「直営を守り、施設の充実を目指す運動」があります。有限会社に指定された施設は6,762施設。この内レクリエーション・スポーツは25.3%。産業施設では4.3%、出資法人いわゆる第3セクターも含まれています。資本、役員ともに地方自治体から独立した営業の参入は現時点では限定的と言えませう。

県内の市町で、指定管理者制度関連の条例が制定されるなど導入の動きが本格化。来春には約400の公共施設が同制度で管理されることになる。ところが、公共施設の管理・運営を民間の企業団体が行なうことで民活とコストダウンを図るといふ制度の趣旨とは裏腹に、これまでの公募は少なく従来の管理委託者の団体などがそのまま指定管理者に移行したケースがほとんどで、制度の目的とは程遠い現状も浮かび上がっています。

また過疎地だけに、収益を上げるのは難しい。ほとんどが赤字施設。公募に手を上げる民間業者がいるとは思えない。今後、指定管理者制度の導入手続に入る過疎自治体の担当者が不安を口にしています。民間活力を公共施設に注入し、委託料を抑え、管理経費を削減するのが目的。かといって委託料を抑えすぎると採算が取れなくなり、利用料の大幅引き上げなどサービス低下が懸念され、参入する企業、団体がなくなる恐れがあります。

一例を申し上げますと、全国では、新潟県上越市では、負債で倒産。奈良県野迫川村が村営ホテルなどの指定管理者は従業員を半数以下にし、馴染客は料理を敬遠し、宿泊客も半分以下に落込み10カ月で撤退。また、愛知県蒲郡市は、下請け業者への未払いで、市民会館を直営に戻し、先払いした委託金の回収は見込みなし。管理者が経営破綻すれば、債権者が債権を回収するために施設や設備、博物館であれば所蔵品などを差し押さえるなど、公共の貴重な財産が失われる恐れも発生しています。

そこでお尋ねいたします。1点目、総合公園の利用料が大幅な値上げですが、前年度に比べ利用者数の増減は。2点目、「優先申し込み制度」と「利用料金の減額制度」はいかがか。指定管理者の自主事業などの優先や収益性の向上のため競技大会は困難になると思ひますがこれはいかがなのか。3点目、職員の増減はいかがか。そして財政的な結果はどうでしょうか。4点目、指定管理期間を3年間に限定していますが、公募による競争を繰り返すならば、事業の専門性が阻害される場合があり、サービス改善への取組はいかがか。以上、町長のご所見をお伺ひします。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の、玉井議員さんのご質問にお答をしたいと思います。まず、介護に関するご質問についてお答えをしたいと思います。

ご質問の1点目、地域支援事業が保険料の値上げの原因ではないか、ということにつきましてお答えをしたいと思います。地域支援事業の費用は、年間の介護保険給付見込額の3%以内で実施し、地域包括支援センターが実施する事業の実績に応じて支弁されることになっております。また、高齢者虐待等の相談業務を担当する社会福祉士や保健師等の人件費については、一般財源で負担しておりますので、この事業が保険料の値上げに直接影響するとは考えておりません。

次に、2点目でございますが、法改正により、軽度と判定された方に対する福祉用具の貸与につきましては、軽度者の自立支援に十分な効果をあげる観点から、「福祉用具の選定の判断基準」により、その状態から見て利用が想定しにくい福祉用具については、保険給付の対象としないことになりました。このことから、町では、町内の居宅支援事業所及び制度改正時に福祉用具を貸与している事業所に対し、実施上の留意事項を通知して、適切な取扱いの指導を行いました。

3点目でございますが、保険料の値上げ幅につきましては、本町では、1カ月当たりの保険料が3,833円の第2期から、4,882円の第3期の第1号被保険者の保険料の値上げ率は、27.4%となっております。

次に、4点目でございますが、国庫負担を30%にすることにつきましては、創設当初においては、運営上の準備の都合により、平成12年4月1日から施行された介護保険の第1号被保険者の介護保険料は、4月から9月までの半年間は免除され、10月からの保険料も1年間は半額となっていました。そのため、介護保険施行からの運営財源がないため、初年度に限り国から準備金として交付金が交付され、その交付金で「介護保険円滑導入基金」を造成し運用をいたしました。従いまして、国の負担割合が引き下げられたということではありません。これらの負担割合につきましては、介護保険法により定められているため、法に従って執行をしてまいりたいと思います。

次に、5点目、本町のケアプランへの取組みにつきましては、要支援1と2に認定された方が介護サービスを利用する場合は、原則として、地域包括支援センターのケアマネジャーがケアプランを作成することになっております。現在、要支援1と2の認定者でサービス利用している方は、121名いらっしゃいます。地域包括支援センターの5名のケアマネジャーだけでは対応ができませんので、町内6箇所及び町外13箇所の居宅介護予防事業所のケアマネジャーに委託をして、ケアプランを作成しております。要支援に認定された方には、サービス利用を希望するかどうかをよく確認し、さらにサービス利用希望者に対しては、地域包括支援センターの職員が直接本人の意向を十分お伺いして契約を結び、適切なケアプランを作成しておりますので、本町においては、ご指摘のような「門前払い」や「たらい回し」は現在起きておりません。

次に、6点目でございますが、特別養護老人ホームの個室化の状況につきましては、町内に2箇所ある民間の特別養護老人ホームのうち、「ひろた」は、個室化への改善計画はなく、相部屋希望者も、現在の所はないようです。砥部オレンジ荘では、将来に向けて個室

化の計画はあるようですが、現時点では具体化しておりません。相部屋希望者も、現在はないようでございます。特別養護老人ホームの改善等の取扱いについては、今年度中に策定される第4期介護保険事業計画の策定作業の中で調査し、検討してまいりたいと考えております。

次に、7点目の、地域包括支援センターへの相談につきましては、ご承知のとおり、地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支える所で、住み慣れた地域で高齢者が自分らしく元気に生活していけるように、高齢者本人やその家族、あるいは地域住民からの生活、介護、福祉等に関する様々な相談に対応しています。その相談ですが、平成19年度は、年間588件受け付けました。そのほとんどが本人又は家族からのもので、福祉サービスに関するものが172件と最も多く、次いで特定高齢者に関するものが141件、介護サービスに関するものが44件、高齢者虐待に関するものが19件などとなっております。

次に、8点目、本町の介護労働者の離職につきましては、町内の介護保険施設においても、介護報酬の引下げにより、経営に若干影響が出ていることは事実ですが、各施設で経費節減に努め、職員の給与改定や勤務体制の見直しを行うなど、職員全員がコスト意識を持って努力しており、介護報酬の引下げが原因で介護職員が離職するということはないようです。

次に、9点目、介護保険に関する所見でございますが、国においては、今後の介護保険制度について事業運営の適正化を図るため、制度の見直しを検討しております。また、去る5月13日に開催された財政制度審議会では、高齢化の進展により、介護給付の費用は、想定を上回るペースで給付、負担が拡大しており、「抜本的な見直しをする時期にさしかかっている」との考えを示しました。本町といたしましても、介護保険の安定的な運営のため、国の定めた法律である「介護保険法」に基づきまして介護保険事業を進めていきたいと考えております。

次に、指定管理者制度の導入についてお答えをいたします。ご質問の1点目、総合公園の利用者数についてでございますが、19年度の年間利用者数は、13万5,421人となっており、18年度に比べて約800人減少しております。

次に、ご質問の2点目、優先申込み及び利用料の減免制度の導入につきまして、総合公園では、規模の大きなスポーツ団体の定期活動や大会などが円滑に開催することができるように、従来から優先申込み制度を導入しております。また、総合公園及び田ノ浦町民広場につきましては、条例に基づき使用料の減免を認めており、両制度とも現在の指定管理者に引き継いでおります。

次に、3点目、効果につきましては、指定管理者制度を導入したことによる退職はございませんが、文化会館勤務の職員3名と、総合公園及び田ノ浦町民広場の事務担当の職員1名を、他の繁忙部署へ配置転換することができ、新規職員採用の抑制につながっております。また、財政面につきましては、施設の経常的な維持管理経費と指定管理料とを、指定管理者制度の導入前と後で単純に比較しますと、施設ごとに差はあるものの、指定管理6施設全体で、約1,900万円少ない経費で運営することができております。

次に、指定管理期間につきましては、自治法に、指定管理者の指定は、期間を定めて行う旨が規定されておりますが、その期間につきましては、適正に施設管理を行う観点から、実情に即して自治体が独自に見直すことができるよう、法令上の規定はありません。本町が指定管理者制度を導入するにあたっては、県下の導入実績が乏しく、妥当な期間の設定に苦慮いたしました。初めての導入ということもあり、運営が安定し効果が出るであろう最短期間として3年間を設定いたしました。次の更新に当たっては、ご指摘のような専門性等に関する課題もありますので、住民サービスの向上を第一に考え、現在の施設運営状況や効果等を総合的に判断し、議員の皆様にお諮りして決めたいと思っております。

以上で、玉井議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 介護保険問題については詳細によりまして、答弁をいただきました。ありがとうございます。この件につきましては、また別の機会にお尋ねしたいと思っておりますが、元々を正せば、介護保険については65歳の方が保険料について、保険料が6段階に細分されていますが、いずれにしても市町村民税も保険料の納付義務がある上に、所得税、住民税や国民健康保険税に比べても所得の少ない人ほど負担割が高くなるという逆進性も強く、低所得者には重い負担となっているのではないかと。そのため介護サービスの需要が多く、費用のかかっている町村では保険料の額は高くなっているのではないかと考えられます。

保険料段階認定方法が3つの点で改められ、1点目は、現行の2段階、先ほど答弁もありましたように2段階が、町民税非課税世帯と、それから非課税世帯で第2段階の要件を満たさない人、自分の課税年金収入額と合計所得金額が年間80万円以下の人と、第3段階市町村民税非課税世帯で、新第2段階の条件を満たさない人に分割されたことです。本来であれば年間80万円以下というような生活保護基準以下で暮らす高齢者は、生活保護受給者との公平から保険料を免除すべきであり、十分な対策と言えるものではありません。2点目は課税層の被保険設定の弾力化です。被保険者本人が市町村民税を課税されている層の保険料段階についてはこれまでの原則は2段階でしたが、自由に課税層の保険料段階を分ける基準額を設定し、細分化してもよいこととなります。これ自体は、保険料を負担能力に応じたものに改める方向性をもったものであり、積極的なことです。3点目は、保険料段階ごとの保険料負担率も自由に設定できるようになることです。これによって、理屈の上では高額所得者には多くの負担を求めることで、低所得者の保険料負担を軽減することが可能になりました。

そこでお尋ねいたします。砥部町介護保険条例新旧対照表によりますと、これは18年4月1日の対照表によりますと、1号2号は分割されて、2万3千円が2万9,300円、それから第3号についてはやや減額されております。4号5号には新しく6号、200万円以上ができて、8万7,900円と変更されました。介護保険利用者の利用者全員と各段階の該当者は、利用者は何人かお尋ねいたします。

介護保険予防のため、政府は軽度者のサービス利用で要介護が悪化していると主張、サービス取り上げを正当化しましたが、1年間在宅サービスを利用したような介護1の人

の内、要介護度区分維持または改善した人が8割以上にのぼることが明らかになっていますが、本町はいかがでしょうか。それで再度お尋ねいたしますが、町長及び担当課長のご所見をお伺いいたします。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の玉井議員さんの再質問につきましては、数字等詳しいことが必要と思われるので、担当の課長より答弁をさせていただきます。

○議長（井上洋一） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 玉井議員さんの再質問にお答えいたします。まず1点目でございますが、1点目の質問につきましては介護保険が利用できる認定者が何人いるか、そしてこの認定者の内、サービス利用者の保険料段階別の該当者は、とのことでございますね。まず認定者につきましては、1番近い数字で20年5月末の時点におきまして第1号被保険者の方が5,089人います。これは65歳以上の方でございます。この内、要支援1と2の認定者が202人、要介護1から5までの認定者が723人、合計925人の方が認定されております。次に、認定者の内、サービス利用者の保険料段階別該当者につきましてはでございますが、6段階ございます。第1段階のサービス利用者は15人、第2段階につきましては352人、第3段階につきましては148人、第4段階につきましては272人、第5段階につきましては83人、第6段階につきましては49人、合計919人でございます。

続きまして、2点目の質問でございますが、要介護状態区分の要介護1の区分の方についてでございますが、要介護1の方につきましては19年4月より状態の維持や改善の可能性の観点から要支援2と要介護1に分けられました。従いまして、20年3月末の時点におきましては、要支援2は138人、要介護1は195人ございまして、これを改正前の旧要介護1に置き換えますとこれらを合わせれば、数字332人となりまして、この内、新区分である要支援2へ138人、約4割の方が区分けされたこととなります。以上が答弁でございます。

○議長（井上洋一） 17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 指定管理者についての再質問をするのを忘れておったんですが、それと併せまして、お尋ねをいたします。介護保険については懇切丁寧に回答いただきまして誠にありがとうございます。そのことにつきましてはまた、何かの機会で分かりにくいことは質問したいと思います。それで、指定管理者導入についての再質問いたしたいと思っております。愛媛大学法文学部、横山信二教授は指定管理者制度の狙いは、公共施設の管理運営に民間活力と競争原理を取り入れることで、コスト削減を計ることにあります。しかし公の施設といっても多種多様で、ひとくくりにして同制度を導入するのは問題がある。そもそも、国や地方自治体は地域住民の福祉向上を目的に公共施設を建設、充実させてきた。費用がかかるから、コスト削減のため民間参入というのは考え方自体が間違い。あらゆる住民に対して公平性、公共性が求められる施設には、民間の競争原理には馴染まない。スポーツ文化施設などは、一部受益者負担で運営されており、民間のノウハウを生かし、サービス向上すれば利用者にとってメリットがある、ただしサービスと共に利用料金が上

がることも考えられ、利用機会の公平性が失われないようにしなければならない。指定管理者管理運営権限を移譲されたとはいえ、住民の税金を使った施設を使う以上、情報公開の徹底を義務付けさせる必要がある。基本的には公共施設は利益を生む場所ではない。そのような施設に民間参入を考えるなら、国や地方自治体は収益重視ではない特定非営利活動法人などに、民間団体の育成をまず力を入れることでと指摘されております。そこで再度お尋ねいたします。以前、指定管理者制度導入に際しての一般質問を行いました。町長は公共施設は住民の福祉を促進する目的をもってその利用に共ずるための施設としている。そして、民間業者のノウハウを幅広く活用し、利用時間の延長や利用料金の引き下げなど公的施設の、多様な住民ニーズに対してより効果的かつ効率的な対応が期待できると考えていますとの答弁でしたが、現在も変わらないのでしょうか。そこで、県は初年度は収支を均衡させたが、4施設の委託料約5%削減。担当者は財政難を理由に毎年度委託料を抑制させていますと、ため息をついています。文化会館の19年度予算は、マイナス18万8千円ですが、直営の時の1千万円の歳入があったと記憶しておりますが、指定して1年経ちましたが、管理者委託制度の収支はいかがですか。指定管理者導入の目的は効率的運営と経費の節減があります。節減効果を具体的にお答えください。町民の税金による設備投資のあり方は、あくまで町民の要望を反映したものでありますが、大幅改修改善はあったのか。他の自治体では企業の管理運営のノウハウは情報公開できないなど、情報が得られなかった例もあります。決算審査の時には、報告があると思いますが、いかがでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。

それから最後、一つだけ管理者制度についてのお尋ねをいたします。指定管理者制度の狙いは公共施設の管理運営に民間活力と競争原理を取り入れることで、コスト削減を図ることにあります。しかし公の施設といっても多種多様で、ひとくくりにして同制度を導入するのは問題がある。そもそも、国や地方自治体は地域住民の福祉向上を目的に公共施設を建設、充実させてきた。

○議長（井上洋一） 玉井議員、それは先ほど言われた、発言された同じことをまたされよんやけど。横山先生のやなかった。横山先生の。内容が同じような話やが。

○17番（玉井啓補） それでもう一つは、特別養護老人ホームや、公営住宅などは国が憲法上の責任を持って運営しなくてははいけません。費用がかかるから、コスト削減のための民間参入というのは考え方自体が間違い。あらゆる住民に対して公平性、公共性が求められる施設には、民間の競争原理には馴染まない。県内では民活は程遠いのではないのでしょうか。指定管理者制度は都市型制度で、過疎地では馴染まないのではないか。南予のある自治体担当者も、「委託料を下げすぎると、公募しても受け手が見つからないケースが考えられる。」と懸念しています。また小さい自治体には民間参入はないのではないのかとの声もありますが、今後、砥部町は管理者制度についてどのような計画があるのか併せてお尋ねいたします。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） 指定管理者制度への再質問をいただきました。私は、管理者制度で何もかも持っていったいいいということは言っておりません。あくまで管理者制度に向けて

いるもの、向いていないものの判断をしなければならないというふうに思っております。そして、役所の大きな役目の一つに地域住民へのサービスと。損得ではなくて、一番大切なことはここにあるというふうに認識をしております。しかし、現在民間におきましても、昔のように利益を上げればいいと、そういう会社は永続性がない、続かないとよく言われております。損得より善悪を考えて商売をなさないとか、お店はお客様のためにあると、こういうような言葉が、巷でもさげばれているところでございます。従いまして、やはり社会を支えていくためにはやはり倫理に沿った、そしてまたモラルをちゃんと守ってやっていかなければならないというふうに思っております。しかし、それぞれの職種といえますか、その物においてもどちらが、どちらへ向いているか、ふさわしいか、これは当然あるというふうに思います。そういうことで、これからも指定管理者につきましても、その指定管理者にふさわしい業務、これはその制度に沿っていきたいというふうに思っております。そして、料金等の問題が総合公園において、上がっているのではないかというような最初の、一番最初のご質問の中にもありましたが、これについては上がっておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。それと、各指定管理者にお願いした決算については、まだ本年度は上がっておりませんので、もうしばらくお待ちをいただきたいと思います。それから施設の大幅改善につきましても、今のところ、そういうものは発生しておりません。これが出ましたらまた、私どもも検討し、また議員さんともご相談をさせていただきたいというふうに思います。先ほども申しましたように、管理者制度の今後については、よく見極めて、ふさわしいもの、そちらの方が良いもの、それをきちっとしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（井上洋一） 玉井啓補君の質問を終わります。

ここで暫く休憩します。再開は11時10分の予定です。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時09分

○議長（井上洋一） 再開します。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 11番、宮内光久でございます。まず、後期高齢者医療制度について質問をいたします。昨年度、既に制度移行の準備が始まっていた段階で、激変緩和措置が発表されたのをはじめ、制度開始後も名称変更（長寿医療制度）や低所得者層の負担軽減を表明するなど、「迷走」とやゆされる国の動きに国民は戸惑いを隠せないのではないのでしょうか。この制度は、後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、県や市町と連絡をとりあって高齢者の方々の生活を支える医療、医療保険及び介護保険のサービスの向上を目指し、行っている制度だと思っております。本年4月1日から始まり、スタートしてから約2カ月が経過をいたしております。そこで7点について町長のご所見をお伺いします。まず1、制度について町民の声、苦情や課題、問題等はどのようなものがありましたか。2、

保険料天引きミスが続発していることが報道されているが、本町はどうでございましたでしょうか。3番、扶養家族だった人の負担軽減措置や保険料はどのようになっているのでしょうか。4、制度の運用はどのような問題が生じているのか。町として必要な対応はどのような対応ができるのか。5、今後、町としてどのような働きがけをしていくのか。6、制度の周知について、どのように知らせていくのか。また、啓発していくのかお伺いします。7、今後起きる問題点、課題はどのような課題がございますか。この7つについて町長のご所見をお伺いします。

次に、第2、町道の整備についてでございます。梅雨入りをし、農家の方は喜ぶ一方、通勤通学時は大変でございます。朝夕、麻生小学校へ通っている児童さんは、道路がでこぼこのため水が溜まっていて、車による水はねに気を付けています。町道高尾田宮内線の下原町から高尾田交差点までの舗装計画はありますか。町長のご所見をお伺いします。以上2点について質問をいたします。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の、宮内議員さんのご質問にお答えしたいと思います。後期高齢者医療制度、迷走をしているというふうに、宮内議員さんの方からもご指摘をいただきました。準備期間が少し短かったんじゃないかなという考えを私も持っております。そしてまた、今までにない、広域連合での運営ということもこれに拍車をかけたのではないかなというふうに思っております。いずれにいたしましてもこの制度はまだ改革がされていくんじゃないかなというふうに思っておりますし、また改革されなければならないという気持ちを、私自身は持っております。

それでは1点目についてお答えをいたしたいと思っております。苦情や課題等につきましては、保険料の年金天引きにより年金が減少するというこういうこと。そしてまた、保険料の徴収に関すること。そしてまた、負担割合等の保険料に関すること。そしてまた、保険証がカード化されたことへの不満あるいは苦情等が寄せられております。このいろいろな面、多方面に渡っての苦情、そしてまた相談、そういうものが今役場の方に届いております。

次に2点目でございますが、保険料の天引きミスにつきましては、電算システムのプログラムミスで県下でも同様事件が発生しております。当町におきましても、23件発生いたしました。その内訳につきましては、土地等の譲渡所得の特別控除漏れによる保険料の過大算定が4件、同じく特別控除漏れにより、本来なら特別徴収すべきところを特別徴収の対象とならなかったものが2件、転入者と認識されなかったことによるものが17件となっております。行政報告でも申し上げましたが、天引きできなかった方のお宅を早速に訪問いたしましてお断りをするとともに事情を説明し、今後の対応も含めて住民の皆様にはご理解をいただきました。

次に、3点目でございますが、扶養家族であった方の負担軽減措置等につきましては、扶養家族であった方に、激変緩和の観点から2年間の所得割を課さず、均等割を5割軽減することとされておりますが、均等割の特例措置として20年4月から9月までの6カ月間は無料とし、10月から21年3月までの6カ月間は9割軽減されます。軽減対象者につきましては、広域連合から406人の情報が提供されております。

次に、4点目と5点目を合わせてお答えいたします。制度運用の問題及び町の対応と町の働きかけについてでございますが、特別徴収の方の住民異動に伴う更正が、それぞれの年金保険者を通じて行われるため、還付金が生じた場合には還付するまでに時間がかかり、場合によっては、異なる市町村において一時的に二重の保険料負担が生じる等、問題が挙げられております。町としましては、国の方針に基づき、広域連合を運営主体として実施しているため、町が独自で運営方法を変更することはできませんが、可能な範囲において、住民の利便性の向上など、より一層の円滑な運営と制度の充実を図るため、各市町と連携して広域連合と協議をしていきたいと考えております。

次に、6点目でございますが、制度の周知につきましては、各市町が個別に対応するのではなく、広域連合が統一かつ効果的な手法により、幅広く住民に、特に75歳以上の高齢者に情報が行き渡るような広報活動が必要と考えております。広報誌の利用や説明会の開催、啓発用パンフレットの活用など、広域連合が主体となり、関係市町と連携のもと、多くの機会をとらえて周知、啓発を行ってまいりたいと思います。

次に7点目、今後予想される問題点と課題につきましては、国の見直し案も次々と取り上げられており、今後どのような制度改革が行われるか分からない状況にありますので、現時点での予想は立ちませんが、ただ、事務上の問題としましては、先程も申し上げましたとおり、住民に不便をお掛けする可能性があるということでございまして、これをどう解決するかが課題であると思います。この課題に対し、広域連合と関係市町が連携して、対応して参りたいと考えております。

次に、町道整備についてのご質問でございますが、ご質問の町道高尾田宮内線は、全線について老朽化が激しいため、平成17年度から改修を行っております。総延長2,660mのうち、供養堂の交差点から県の総合運動公園までの1,020mは全面改修を終えており、残りの高尾田交差点までの1,640mについては、本年度から5年計画で下水道管の埋設工事が実施されますので、それに合わせて、舗装の全面改修を計画しております。

以上で、宮内議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） まずですね、一つお伺いしたいことがあります。それはですね、市町村の情報の訂正期限は、天引きの約2カ月前となっておりますが、社会保険庁が現体制を取る限り、問題が起こると私も思っております。扶養家族として加入する健康保険組合等から、新制度へ移行する被保険者情報について、砥部町や各自治体は社会保険庁から一件につき167円で買わされていると聞き及んでおりますが、これは本当でしょうか、お答えをしていただきたいと思います。2点目はですね、5月21日の新聞報道の中でですね、扶養家族だった人の負担軽減措置が延長という言葉がでておりましたが、これは先ほど町長が答弁の中で言われた、10月から平成21年3月は無料、そしてそれから頭割り保険料が9割軽減、これは変わってないのかどうかということと、もう一つはですね、診療制度をめぐって6月13日、明日からですね、年金が2回目の保険料が天引きされると言われておりますが、まずですね、もし万が一またミス等でですね、例えばミスが起こ

った場合に、砥部の役場並びに住民サービス課に電話した場合、それは広域連合組合の方に電話をしてくださいと言ってですね、それとか税務課の方に電話してくださいとかいうその、何か言葉がちょっと悪い感じがいたしますが、「たらい回し」という言葉がありますが、そのようにですね、同じ後期高齢者の問題についてですね、その同じ役場に電話したらですね、そのたらい回しをせずにですね、できる限りですね、住民課があれば住民課の方ですね、対処するとか税務課があれば税務課の方で対処するとか、そのたらい回しをしないように、お年寄りがやっぱ言うてくる言葉でございますので、ぜひ親切にですね対応していただきたいと思っております。この件について、町長、答弁をひとつお願いいたします。そしてですね、もう1点はですね、町道の整備についてでありますけれど、これ先ほど町長の答弁の中で今年度から下水道と一緒にですね、全面舗装に5カ年計画で、計画していくと言われております。下水道また水道課とですね共同をしながらですね、建設課の方も頑張っております、早急に実施に向けて努力をしていただきたい、これは答弁いりませんのでよろしく願いをいたします。

私は、ひとつ、この新医療制度についてですが、国保の保険料の算定単位は個人と世帯でなるため単純比較は難しい、複数の市町の担当者は公正な軽減措置を本気で考えるなら、新たにプログラムを開発する必要があると指摘をされております。また古来、我が国では、お年寄りの面倒は若い人たちが見てきたのである。この良き慣習をですね、今一度考えるべきだと言っておりますが、私もそうだと思います。お年寄りの命を守る制度をですね、今、私が思うにはですね、政党の売りにしていないかと考えます。この件については答弁はいりませんが、そのように私は思っております。以上で再質問を終わりますが、答弁の方、よろしく願いをいたします。

○議長（井上洋一） ただ今の宮内議員さんの再質問ですが、ちょっと勘違いされている部分があると思っておりますが、町長が答弁したのは20年の4月から9月までの6カ月間は無料という発言だったんですが。そして今年の10月から21年3月までの6カ月間は9割軽減という町長は答弁をされましたので。ちょっと、今、宮内議員さんの話と食い違ったりいけませんので。

○11番（宮内光久） 今、議長が指摘されたようにですね、私のミスでございます。訂正をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の、宮内議員さんの再質問にお答えをしたいと思います。今、議長さんの方からもご指摘いただきました件につきましては、変わっておりませんので、今の現状としてはそのまま推移するというふうに思っております。また167円の件につきましては、担当の課長の方から答弁をさせていただきます。それと役場というところはやはり住民の方に親切でなければなりません。そういうことで、たらい回しというようなことは絶対無いように、私の方から指導をしてまいりたいというふうに思います。もし、広域連合へ問わなければならない問題であれば、担当の係から聞いて、そしてまたご質問いただいた方に返答するようにしていきたいというふうに思います。以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（井上洋一） 藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） 宮内議員さんのご質問にお答えをいたします。第1点目に言われました167円の件でございますが、この件につきましては町の方に情報は入っておりませんので、お答えは、ただ今は出来ません。また後日調べまして機会があればご返答をさせていただいたらと考えております。先程も町長が申し上げました、保険料等の問い合わせ、後期高齢者医療制度に対する問い合わせ等につきましては、宮内議員さんご指摘のとおり、保険料につきましては税務課の方で対応をいたしておりますが、今後住民サービス課並びに税務課の方におきましてお問い合わせに対して、たらい回しの無いように十分注意をして、適切に対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（井上洋一） 宮内光久君の質問を終わります。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 4番、土居美智子でございます。私は2点についてお伺いしたいと思っております。まず最初に、環境、これはごみ問題が主ですけど、環境問題についてお尋ねします。5月19日の愛媛新聞朝刊に、紙類の収集量が47%減少との記事が掲載されておりました。古紙価格が高騰し持ち去りが原因だといっております。

砥部町においても同じように「持ち去り」が目立っています。車で集めては去り、間をおいてはまた持ち去ることを繰り返すといえます。私たちは資源となる古紙を少しでも自分たちの手で集め、クラブ運営の足しとし、楽しい一日が過ごせればいい。また活動に参加できなくても戸口まで出すことで、クラブの一つの活動に参加したこととなり、役に立ったと満足感、安心感を持っていただければうれしいことと思いき、張り切っていました。ところが残念、そうそうおいしい話ではありませんでした。1キロ7円で引きとっていただくのですが、業者へ保管料6円を支払うという話を聞きました。実際に手に残るのは1円です。老人会の集まりで、少しでも運営費の助けになるならとの気持ちで始めようと思いましたが、正直びっくりしました。1円といえどもお金はお金。バカにすることはなりませんし、私たちも地域で申請を出そうということで準備を進めております。業者への委託料など、どのような仕組みになっているのかをお尋ねしたいと思っております。

また、固形燃料RDFの問題ですが、この処理方法の目的は非常に先進的な考え方であったのですが、残念ながら物流コストに比べ、販売価格は低廉な価格。購入先の言い値ではないかと、言われたままの値段ではないかと疑います。輸送料金も然りであろうと推察できます。またガソリン代の値上がり等、当然ながらこれらも問題になってくることと思っております。

行財政改革委員会の席上、某委員から、県内の製紙会社に購入の話をお打診したとの報告がありました。町長にお尋ねします。この問題をどう解決しようとしているのか、将来展望はどうかをお尋ねしたいと思っております。

2点目、循環型社会と下水道問題についてお尋ねしたいと思っております。「エコ」という言葉はいろいろなジャンルに波及し、「マーチを売ってCO2削減」という見出しで報道されたように、日産自動車がカーボンオフセットを実施するなど、CO2削減に取り組んでいます。

さて、神戸市でG8（主要国）環境相会合が開催され、地球温暖化対策や生物多様性保

全、廃棄物対策に関する議長総括を発表し閉幕しました。各国が自国内で循環型社会を構築し、国際的な資源循環を進めるべきだとしています。

循環型といいますと、昔の日本の生活を思い起こさせるテレビを見ました。まさに日本の生活こそエコであったなと思っています。その映像は「エコトイレ」でした。北欧であったと記憶しておりますが、ある家での取材で、今私たちが考えるべき提案であり、決して軽蔑する問題ではありません。いわゆる昔ながらの汲み取り式トイレなのです。しかし、住人は胸を張って自慢に満ちた顔で日本人の訪問者に見せていました。大と小が別々に集められ、それぞれに肥料に加工されるのです。下水道問題は、トイレが悪の根源のように扱われますが、川に流さない汲み取り式は1番環境に寄与しているのです。生活排水より自動車や農薬散布による汚染が大きいのは琵琶湖の例でも実証済みだと思います。世界中が地球温暖化防止に向かっている時こそ、もう一度立ち止まり、何が一番やらなければならないことなのか考える時ではないかと思います。

町長はこの問題を少し中休憩をとり、考えてみてはどうでしょうか。ご所見をお伺いしたいと思います。以上2点です。よろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） 土居美智子議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。始めに、ごみ問題についてお答えをいたします。

まず、ご質問の、団体による資源ゴミの集団回収につきましては、それぞれの団体と買取業者間の契約に基づいて回収資源ゴミの売買が行われていると思っております。その売買については、町が関与をするものではないというふうに思っております。6円の保管料について高いか安いかわかるとはもう一度検討する必要はあると思います。これも業者さんあってのことをございますので、こちらが決めることはできないのではないかとというふうに思います。ご質問の中にもありますとおり、古紙価格等の高騰により、数年前から資源ごみの持ち去りが始まり、ここ1年で急激に増加しています。職員の早朝パトロールにより指導は行っておりますが、中々対応しきれないのが現状でございます。町では、以前から補助金を出して各種団体による集団回収を奨励しており、これは、持ち去り防止等、対策の一つと考えておりますので、今後も集団回収にご協力をいただくようお願いをしたいと思います。

次に、RDFについてのご質問でございますが、昨年であったかと思うんですけど、行財政改革委員さんから、私の方へ、大王製紙と四国電力がRDFを購入するからという連絡をいただきました。私が直接担当課へ電話をさせていただきましたが、当方では取り扱うことができないというご回答でした。これは委員会で報告をさせていただいたと、私は記憶をしております。またこれのお話とは別かもしれませんが、またご質問いただいたらと思います。町では、継続して、そして確実に安全なRDFの利用先として、現在RMJと契約を結び運搬及び処理を行う一方、新たな利用先について、これまでも数社と協議を行ってまいりましたが、なかなか見つからないのが現状でございます。

企業は、量的に安定した供給が確保できることを必要としておりますので、砥部町が生成する日量10トン程度では個別に買い取ることは厳しいようでございます。

最近、新居浜市の愛媛県廃棄物処理センターにおいて、廃棄物処理施設の補助燃料として使用できるかどうか実験をしていただきましたが、熱量不足等のため、使用することは難しいという結果になりました。いろいろと思考を凝らしてはおりますが、今後、RMJが全国から集約したRDFを、ボイラーなどの燃料として利用先を探すよう、働き掛けていきたいと思っております。

次に、循環型社会と下水道問題についてのご質問にお答えをいたします。水質汚濁は、地形、生活態様又は産業などにより、その主たる原因が大きく異なると思います。一般論として、台所や風呂等の生活雑排水が水質汚濁の根源であるというふうに私は認識をしております。し尿の利用は、農村還元という形で、つい先頃まで行われていたことでございます。しかし、現実問題として、今、汲取り式トイレに変えることができるでしょうか。私の所は、残念ながらと言いますか、土居議員さんが言う、奨励される汲み取り式のトイレです。これは残念なことかもしれません。私としては公共下水道が完成するまで、まだ、かなりの時間を要しますので、お金でもできれば合併処理浄化槽に変えて皆さんと同じような快適な生活を行ってみたいなという願望があります。土居議員さんはいかがでしょう。さて、全国の自治体では、生活排水処理対策として、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽などの特性や効果、特に集合処理と個別処理の経済性等を十分検討して、地域に最も適した処理システムの整備を図っているところでございます。

今日までに申し上げておりますように、快適な生活環境の確保を図り、海、河川などの公共用水域の水質を保全するため、本町では、公共下水道が最も適した施設として事業着手をしております。現在、浄化センターの建設と管渠の敷設工事を進めております。平成23年3月末の供用開始を目指しているところであります。何といたしましても当初認可区域を立派にやり遂げなければならないというふうに考えております。従いまして、事業の中断ということは考えておりません。

以上で、土居美智子議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） ちょっとその前に、先程のご質問の中で、各国が自国内でという質問をされたんですが、文章は、いただいておりますのは、循環型社会と書いておられますが、土居美智子議員は環境型社会と質問されましたので、訂正しておきますか。循環型社会、題名もそうっております。2番目の、神戸のG8のあたりで。そのままでいいんですしたら、そのままでいいんですけど。題名が循環型社会になっておりますので、そちらが正当ならばそれで。循環型社会を環境型と言われましたので。重要な問題ではありませんのでどうぞ。一応、確認だけ。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 循環型社会のところですよね。すみません。循環型です。

町長さんも言われましたように、本当に私たちはですね、そのせっきくの資源ごみをですね、やはり黙って持ち去ってもらわないで自分たちでリサイクルのための肥やしにしていきたいと、こういう思いでやっておるんですけど。実はですね、私とこの町の条例を開いてみましたら、町長さんが言われましたように、砥部町ごみ減量化及び資源化推進事業補助金公布要綱というのがあります。私たちのように、あるいはクラブとか、あるいは小さい団体が行う場合は、その中の第3号事業ですかね、ここにあたるのかなと思ひまして、

1kgあたり古紙の場合は5円の補助を町からいただくという判例の中には出ておりますので、私たちもそれを信じております。ただ、やはり今やっという方の方の多くの方はですね、ほとんどが高齢者の方にですね、炊き出し用の、ご飯の少しのお金のたしにしたいとか、あるいはそのボランティアでどこかに行くための車の運賃の一部にでもなったらいとかですね、本当にボランティアとして行うために皆さんこれ、やられておいでる問題なんですけども、私たちも少しでもそういうふうなものになればいいかなということで、準備を今、進めておりますし、間もなく提出できると思います。実は、これ、本当に砥部町の条例の中でもですね、これ住民にですね、本当に評価される条例じゃないかと思っております。自分ができる条例の一つかなと思いますし、5円が高いか安いかは先程言われましたけど、6円が高いか安いかの問題と同じなんですけれども、それでも皆さんがそれを喜んでね、やってらっしゃるといことは、私は町長さんをお願いしたいことは、この条例の補助をですね是非やっていただきたい。本当のわずかな、町民の楽しみなんです。このことについてですね、是非こういう、住民がせつかくやろうという、ボランティアやろうという、その気持ちをですね、切り裂くような、そういうことはなさないで、絶対にこれをですね、できれば5円が6円になればそりゃ幸いですけれども、それは次の段階としましてですね、まずこの条例をですね、このまま町民の一つの楽しみ条例としてですね、置いておいていただきたいとこのように思いますので、町長の考えをお願いしたいと思います。

それからRDFの事業なんですけど、2003年に皆さんご存知のように三重県で起きた爆発火災事故、これがありまして中々売り先が、販売先が見つからない。まして、町長が答弁の中で言われましたように、燃焼効率も非常に悪い。これも、たぶん高コストで引き取ってもらっている、引き取っていただければありがたいということで、今はですね、条件が非常に町側として条件が悪くてもですね、そこに輸送しなければならぬ、こういう状態に追い込まれておると思います。ところが新聞を見てみますとですね、非常におもしろい記事が出てましてですね、これは北海道のですけれども、やはりRDFとはまたちょっとやり方が違うんですけど、木屑をそこに導入することによって、ダイオキシンの問題が非常に削減されるということがありまして、塩素が無くなるので、燃焼効率も非常に良いという新聞記事が出ておりました。大体その町村の92.9%はですね、そこで処理されると。こういうふうな本当にいろいろと研究をされて、進んでいます。それは今の自分たちの施設にどういうふうな適合できるのか、どうなのかということは私には分かりませんが、本当にこういう研究というのはどんどん進んでですね、より安くですね、出来ていくというふうなこともありますのでぜひ、私が願いたいのはですね、この砥部町にですね、こういう問題のプロジェクトチームを職員の中で作っていただきたい。でなければですね、いつまで経っても、「あ～あ、取引先ないな。」と言って、8千円出して運んで、500円で買ってもらうとか、そういう問題を解決できない。少しでも町民のために役に立つのであればですね、少々のお金が必要でもですね、そういうプロジェクトを作って研究を重ねていただいて、いかに塩素の少ない燃焼効率の良い、いわゆるそういう固形燃料が出来れば、取引先もどんどん増えてくるのではないかなと思いますし、ぜひプロ

プロジェクトチームをお願いしたいと思っておりますので、ここも町長の答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） 土居議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。ごみの補助金の条例を守って欲しいと。私もまったくそのとおりだと思いますし、先般の区長会にもこの件を出させていただきまして、補助金も出るからぜひ、区でも新聞紙等含めて回収をお願いしたいということをお願いしました。そういうことで、やはり、また特に素晴らしいのはそれをボランティアとしていただいて、そしてまた地域でその資金によって支えていくということは大変有意義なことだというふうに私は思っております。確かに1円というのは本当に中々大変な金額であるというふうに思っております。町から5円出しておるわけですけど、それにしてもやっぱり少ないなという感覚は、私は持っております。地域を支えるということは非常に大事なことですけど、ぜひこれを頑張って、続けてやっていただきたいというふうに思います。

次に、RDFの問題でございますが、これは本当に、両面がおそらくが美化センターを作った時にあったんじゃないかなということを考えます。どうも聞いてみますと、最初からこういう条件での取引がずっと続いていたということを知っております。そうすると、この美化センターの方式が良かったのかどうだったのかと、いう問題にまでさかのぼるわけですが、その当時としてはやはり一番良い選択をされたのではないかと思います。そして次に、プロジェクトチームを作りたいということで、これも私もほんと、素であれば、「はい、そのとおりです。」と申し上げたいんですけど、中々専門的なものになると、どこまでやれるかという意識はございます。その中で、今までもいろんなところへアプローチはしてきました。しかし、中々どこへ行っても門前払いするというのは、やはり先程も申し上げましたように、量がある程度確保されないと大きな所では使えないと、それだけを少しだけ入れて、燃料の足しにするとかいう発想がもう全然ないわけです。そうすると少量でも使える方法でなければならぬと。それは、例えば、窯の改良とかですね。そういう部分に入ってくると思います。そういうことで、私どもがもちろん新規で使っていただける所はあたっていきたいというふうに思いますが、プロジェクトチームまで起こしてやれるかどうかというのは、少し考えさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（井上洋一） 4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 今の答弁ですと、プロジェクトチームは難しいということで非常に残念ですけど、私もこれ、懲りない性分ですから、またどこかでお話が出ると思います。

下水の問題を再質問することを忘れておりましたので、少し早口になりますけれども。ごみの問題なんですけれども、本当に条例の件についてはね、町長さんの快いご返事でしたから安心をしておりますけれども、RDFの問題なんですけど、実はですね、新聞によく、「この人」とかいうふうに人物の紹介をするところがあるかと思うんです。どの新聞も多分あるんだと思いますけれども。私がとっています3種類の中のひとつにですね、実は81歳で工学博士になった方がいらっしゃいます。自分が71歳で放送大学に入学してです

ね、それで次に、大学院、長崎の大学の大学院に入られましてですね、もう81歳ですけども、卒業論文を出すのに100冊に及ぶ英文の本を読みこなしたというつわものなんですけども、この方が何をなさっているかと言いますと、一つはダイオキシンの生成抑制、これをずっと研究されてきまして、やっとそれが認められまして81歳で工学博士になったという方なんですけど、長崎にお住まいなんですけど、実はこれから先、この人はですね、ごみ焼却施設へですね、ダイオキシンの削減方法を伝えて回りたいと、このように意欲をまだまだみせておいでの方なんです。是非こういう方ですね、方法がどうなのか、うちに役に立つのかたまたないのか、今の時点では私も言えませんが、聞いてみられるということも悪くはないのではないかと、もしこれがですね、湯砥里館の炉に使えるとかですね、あるいは先程言いましたように、塩素が無くなりましてですね、低温でも燃やせるということになればですね、窯の、いわゆる焼き物の窯に使えるとかですね、いろんな分野で夢はですね、ただ夢かもしれないですけども、そういう方法が広がっていくんじゃないかなと思います。だからこそプロジェクトを作って専門的にですね、こういうふうないろいろな知識をまずは自分たちがいろんな、まだまだ集めたらですね、日本中にいろんなことがありますし、ダイオキシンなら愛媛県でも立川先生がですね、第一人者かなと思いますけども、そういうふうに情報を集めることから始まってですね、やはり一時も早くこの方法を解決していただきたいなと思います。

それから下水道問題ですけども、前回、私が、やはり財政について下水道問題を質問しました。その時に、町長はですね、5年、10年経つと大きく世の中が変わるのでその時点では皆さんと相談したいと、これはまあ第2期工事に入る時の言葉なんですけどもそういう発言がありました。私はですね、最初から一貫してこの下水道問題については疑問をこう投げかけております。それはあつかましくくらい皆さんにお聞かせしているかと思えます。ただ、私が調べましたら議事録に残ってる、まあ昭和60年、いや平成元年からだったんですけど、見ましたけれども、平成元年にやはり下水道問題で質問があります。世の中も平成元年前後がですね、一番ピークになりました。それはなぜかって言いますとですね、実はバックマージンが入ってくるということがありまして、おいしい話になってきたわけですね。それで公共工事、下水道工事というのが段々膨らんでいったんですけども、砥部町がやろうとした時にはもう既にですね、町長が言いました5年10年どころではない、15年以上も経過してから後の話でありますし、またこういうことを言っちゃいけないのかもしれないんですけども、今は亡くなられた方なんですけども、首長の候補者の時にはですね、もし自分が当選すればですね、下水道工事は止めたいと、このように言われておりました。それぐらいですね、下水道工事というのは非常に負担がかかる。と言いますのが、本当に私、たまたまインターネットで見てまして、そこに入っていったんですけども、下水道事業のですね、まあ未来を研究する会っていうのがあるんだそうです。そこのホームページを見ましたらですね、本当にびっくりするような、漫画漫画のホームページでして、それを見ますと、下水道工事っていうのは、もう既に破綻状態にあるんじゃないのかな、このようにさえも思うわけです。第一下水道事業がなぜ赤字にならないのかって考えてみてください。まず今、工事をやっていますけれども、収入は

まったくないわけです。利用する人がおりませんから。その間、5年7年という間のマイナスをどのようにして、誰がどのようにして補っていくのか。それからですね、受益者負担、利用料金、これがですよ、本当に工事に必要になってですね、それだけの費用を全部賄えるだけの料金設定ができるのか。私たちはですね、やはりそこらのことがきっちりとした情報公開がない限りですね、今から多分、利用料金とか、受益者負担金とかいうのは設定されていくんだと思いますけれども、一体誰がこれだけの負担を背負おうとしているのか。私は、まずそういうふうに町長ですね、答弁を聞きたいのは供用開始までの、その負債を誰が背負い、誰がどうやって払っていくのか。一般会計から繰り出ししなくてもいいお金はいったいいくらに設定すればそうなるのか、そういうことまでも含めてですね、住民に十分な説明をしていただきたいなどこのように思います。町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） まず、ごみのダイオキシンの生成の抑制の話がございましたが、これについてはまた研究をしていきたいというふうに思います。それから下水道の件でございますが、これを今、もう始めて、23年度の3月には供用開始が始まるというような時点で、毎回のよう、同じことを私とやりあっているわけでございますが、やろうということも、これは決まって今までやってきたわけですよ。議会でも承認をいただいて。そうだと思いますか。議会で決まってやろうということやってきました。それと、もう一つ私、言わせてもらいますと、土居議員さんもNTTにお勤めで、昔ございました。そうすれば、私たちは工事費のことだけ言いますと、工事費に投資する間、NTTの工事が電線の工事からいろんな工事が始められた。工事中収入はありません。出来上がってから収入をして、それで採算がとれるかどうかということを考えるというのが民間企業であると思います。そして我々の役所というのは、やはり当然受益者の方にはそれ相応のご負担をいただくというのは大事なことで、原則であると思います。そういう中で、値段の設定というのもこれから考えていかなければなりません。しかし現実的に他の市町村を見てもやはり採算がなかなかとれにくいというのも事実でございます。しかし、町民の皆様が快適な生活をしていただく中で、若干の負担というのは、私はやむを得ないのではないかと思います。そういうことで、工事中のそれだけの費用はどうするのかというのは、私は、愚問で、私としてはそういう質問を何でされるのかなというのは思いました。以上です。

○議長（井上洋一） 土居美智子君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程をすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時57分 散会

平成20年第2回定例会（第2日） 会議録

招集年月日	平成20年6月13日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成20年6月13日 午前9時30分 議長宣告		
応招議員	1 番 山口元之      2 番 政岡洋三郎      3 番 西岡章一 4 番 土居美智子      5 番 中村 茂      6 番 西村良彰 7 番 井上洋一      8 番 樋口泰幸      9 番 栗林政伸 10 番 土居英昭      11 番 宮内光久      12 番 大野和博 13 番 中島博志      14 番 田室博志      15 番 平岡文男 16 番 山本典男      17 番 玉井啓補      18 番 三谷喜好		
不応招議員	なし		
出席議員	出席議員は、応招議員の18名		
欠席議員			
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長                      中村 剛志                      副町長                      柳田 稷 収入役                      佐川 秀紀                      教育長                      佐野 弘明 総務課長                      明賀 徹                      広田支所長                      丸本 正和 企画課長                      上岡 洋一                      監理財政課長                      松下 行吉 税務課長                      武智 充吉                      住民サービス課長                      藤田 正純 民生こども課長                      正岡 修平                      生きがい推進課長                      大西 潤 健康づくり課長                      相原 宜紀                      学校教育課長                      松村 昇二 生涯学習課長                      大野 哲郎                      環境保全課長                      日浦 昭二 商工観光課長                      相田由紀夫                      農林課長                      西崎 悟 建設課長                      萬代 喜正                      下水道課長                      東岡 秀樹 水道課長                      辻 充則		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫		

平成20年第2回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- 日程第1 承認第 1号 専決処分第1号の承認について(砥部町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第2 承認第 2号 専決処分第2号の承認について(砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第3 承認第 3号 専決処分第3号の承認について(平成20年度砥部町老人保健特別会計補正予算第1号)
- 日程第4 報告第 1号 砥部町土地開発公社平成20年度事業計画及び予算並びに平成19年度決算に関する書類の提出について
- 日程第5 報告第 2号 株式会社グリーンキーパー平成20年度事業計画及び予算並びに平成19年度決算に関する書類の提出について
- 日程第6 報告第 3号 有限会社砥部町産業開発公社平成20年度事業計画及び予算並びに平成19年度決算に関する書類の提出について
- 日程第7 報告第 4号 平成19年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第8 議案第44号 砥部町区長設置条例の一部改正について
- 日程第9 議案第45号 土地改良事業の施行について
- 日程第10 議案第46号 平成20年度砥部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第47号 平成20年度砥部町水道事業会計補正予算(第1号)

・散 会

平成20年第2回砥部町議会定例会

平成20年6月13日(金)

午前9時30分開会

○議長(井上洋一) これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 承認第1号 専決処分第1号の承認について

(説明、質疑、承認)

○議長(井上洋一) 日程第1承認第1号専決処分第1号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。武智税務課長。

○税務課長(武智充吉) 承認第1号専決処分第1号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成20年6月13日提出、砥部町長中村剛志。

専決処分書の方をご覧ください。専決第1号平成20年4月30日付で地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、砥部町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。平成20年4月30日、砥部町長中村剛志。条例の改正内容につきましては、新旧対照表の方で説明したいと思いますので、ご覧になってください。

まず、19条の改正でございますが、ここでは第47条の4と47条の5が追加されましたが、これは新たに公的年金の所得に係る税額を年金から特別徴収をすることが追加されたものでございます。次のページをお願いします。第23条では、公益法人制度改革に伴い、抽象的な表現を廃止し、「人格のない社団等」と具体的に表示したものでございます。その下の第31条でございますが、公益法人制度改革に伴い、社団法人及び財団法人を明確にして、最低税率を適用することとなり、また、9号法人を1号法人とし、順序を逆にしたものであって、税率等の内容に変更はございません。次に6ページをお願いします。6ページの34条の2の改正でございますが、これは、寄附金控除が所得控除から税額控除となったための改正でございます。その下の34条の7でございますが、これは寄附金税額控除が新設されたものでございます。都道府県及び市町村へ寄附をした場合、所得の30%を限度とて、それから5千円を控除した額に6%、住民税、町県民税では10%を掛けた額に特例控除額を加算したものが寄附金税額控除として控除されます。特例控除につきましては90%からその方の所得税率を差し引いた率を掛けた額となりますが、その者の所得割の10%が限度となっております。基本的には寄附をした額から5千円を控除した額がすべて所得税及び住民税から控除されることとなっております。次のページをお願いします。第34条の8及び34条の9につきましては1条ずつ繰り下がったもので、また地方税法の改正によります条文の整備でございます。その下の9ページの36条の2につきましては寄附金控除が所得控除から税額控除となったものでございます。次のページをお願いします。10ページの下の方でございますが、第38条から13ページの47

条までは、公的年金等の所得に係る税額を特別徴収の方法で徴収することとなったことによる改正でございます。14ページをお願いします。14ページの47条の2でございますが、公的年金等に係る所得に係る税額の特別徴収が新設されました。これは、65歳以上の者で、年金の所得があり、現に年金の給付を受けている者に対し、平成21年の10月から均等割及び所得割を年金から特別徴収の方法で徴収するものでございます。また、所得割額につきましては原則として年金の所得に対してのものでございますが、その者に年金及び給与所得以外の所得がある場合は、その所得割額につきましても加算して特別徴収をすることができることになっております。ただし、年金の所得以外の所得割額につきましては、本人の申し出があった場合に限り、普通徴収とすることもできます。また、年金の給付額が年額18万円未満の場合は、特別徴収をしないことになっております。次の17ページをお願いします。17ページの48条と50条につきましては、法人等を法人に改めるものでございます。次のページをお願いします。第51条では公益法人制度改革に伴い、民法第34条の公益法人を公益社団法人及び公益財団法人に改めるものでございます。その下の、第54条から21ページの131条までは独立行政法人緑資源機構が独立行政法人森林総合研究所に改められたこと、また、民法第34条の公益法人が公益社団法人もしくは公益財団法人に改められたことによる改正でございます。22ページをお願いします。22ページの下の方の附則の第4条の2でございますが、これは個人が公益法人に対して財産を寄附した場合、その寄附財産が公益の目的以外に用いられた場合には、その公益法人を個人とみなして町民税を課税することができることが規定されました。23ページ第5条から次のページの7条の3までは条文の整備でございます。25ページをお願いします。25ページの第7条の4につきましては、寄附金税額控除における特例控除額についての、特例規定でございますが、総所得金額がない場合、分離課税所得、例えば株の譲渡及び配当、土地の譲渡等の所得がある場合の特例控除額を計算するための規定でございます。次のページをお願いします。第8条につきましては、免税対象飼育牛が2千頭以内と定められたことと、平成24年度まで特例が延長されたものでございます。次の27ページをお願いします。第10条の2の1項から次のページの6項までは地方税法の改正により適用期間が2年間延長されたものでございます。29ページをお願いします。29ページの第7項につきましては、熱損失防止改修住宅についてでございますが、いわゆる省エネ対策の改修工事で、窓、床、壁、天井等の改修工事を行った場合、工事費が30万円以上の場合は、翌年度の固定資産税を3分の1減額するものでございます。次に第10条の3につきましては条文の整備でございます。次のページをお願いします。第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得の税率については、平成20年12月31日をもって3%の定減税率を廃止することになりました。そこで当分の間、上場株式等に係る配当所得につきましては3%の税率による申告分離課税を選択することができることとなったものでございます。ただし、総合課税を選択した場合には適用されないことになっております。その下の31ページの16条の4から34ページの19条の2までは地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。35ページをお願いします。35ページの19条の3につきましては上場株式等の譲渡に係る定減税率が廃止されたものでござい

ます。一番下の19条の5では、源泉徴収選択口座内配当所得の金額と、それ以外の配当に係る配当所得の金額とを区分して計算することが規定されました。次のページをお願いします。36ページの真中の19条の6につきましては、上場株式等に係る譲渡損失がある場合、配当所得との損益通算ができることとなったものでございます。37ページの第4項から40ページの20条の第5項までは条文の整備でございます。40ページをお願いします。一番下の第7項が削除されましたが、これにつきましては特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例でございまして、いわゆるエンジェル税制が廃止されたものでございます。その下の41ページの第20条の2から43ページの20条の4第6項までは条文の整備でございます。最後のページをお願いします。第21条でございますが、民法第34条の法人から移行した公益社団法人もしくは公益財団法人が固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする時の申告について規定したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

承認第1号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号専決処分第1号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

## 日程第2 承認第2号 専決処分第2号の承認について (説明、質疑、承認)

○議長（井上洋一） 日程第2承認第2号専決処分第2号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。武智税務課長。

○税務課長（武智充吉） 承認第2号専決処分第2号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成20年6月13日提出、砥部町長中村剛志。

専決処分書をお願いします。専決第2号平成20年4月30日付で地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。平成20年4月30日、砥部町長中村剛志。条例の改正内容につきましては、新旧対照表で説明したいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、第2条の改正でございまして、国民健康保険税の課税額に後期高齢者支援金が新たに加わったものでございます。また、第2項では、次のページをお願いします。第2項

で、基礎課税額の最高限度が47万円に引き下げられましたが、第3項で、後期高齢者支援金が12万円追加されましたので、合計59万円となりまして、今までより3万円の増額となっております。その下の第3条でございますが、所得割額を100分の7.8から100分の5.8に引き下げ、その差額100分の2を後期高齢者支援金に充てることとなっております。第4条では資産割額を100分の20から100分の15に引き下げ、その差額100分の5を後期高齢者支援金に充てます。第5条では、均等割額を1人2万3,500円から1万8千円に引き下げ、その差額5,500円を後期高齢者の支援金に充てます。第5条の2では、平等割額を1世帯2万6,500円から2万円に引き下げ、その差額6,500円を後期高齢者支援金に充てます。ただし、第5条の2の第2号の特定世帯でございますが、例えば夫婦で国保世帯であった者が、夫が75歳以上で後期高齢者医療制度に加入した場合、妻1人が国保の被保険者となった場合につきましては、5年間に限り、平等割額が1万円としまして後期高齢者支援金を3,250円といたします。なお、介護納付金につきましては変更はございません。それ以後につきましては条文の整備でございます。8ページをお願いします。第23条でございますが、ここでは国民健康保険税の減額の規定でございますが、国民健康保険の基礎課税額及び後期高齢者支援金について第1号では7割軽減世帯、次の、9ページの第2号につきましては5割軽減世帯、次のページの第3号では2割軽減世帯の軽減額をそれぞれ定めております。次のページ、11ページの第3項を削除しておりますが、これは2割軽減世帯については今までは本人の申請が必要でありましたが、今後は、職権で所得調査を行い、軽減を行うこととなりましたので、規定を削除いたしました。その下の第26条の第2号で、旧被扶養者が加えられました。これは夫が社会保険から後期高齢者医療制度に加入したために、その被扶養者であった妻が国民健康保険に加入した場合、2年間は減免をするということとなっております。次のページをお願いします。第27条第6項につきましては特定同一世帯所属者を追加し、第7項から10項を削除することによる条文整備でございます。14ページをお願いします。7項からは特定同一世帯所属者を追加したもので、あとは条文の整備でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 一つだけ教えていただきたいんですが、こういう時はどうするのぞと、問われて私もお答えができなかったのですが、お尋ねして、教えていただきたいんですが。仮に年金があれされるのが6月15日とか、15日に納めますよね。おそらく引くんやけんその前の日やと思うんですが、なんかの日に引きますわね。そしたら、仮に6月15日で、6月14日に死んだらその月は払わないかんが、6月16日に亡くなったら、それから払わんでええのか、あるいはそれは駄目ですよ、1年間払ってください言うのか、そこの区切りはいつなんですかね。

○議長（井上洋一） 武智税務課長。

○税務課長（武智充吉） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。詳しくは分からな

いんですが、一応死亡した場合には社会保険庁の方へ随時うちの方から連絡をしております。それで次の年金までに差し引くことが、事務的に可能だったら次の8月分からは引かないようになると思います。間に合わない場合は、また10月になるかも分かりません。その場合は、6月、8月分を還付するというふうになると思います。以上です。

○議長（井上洋一） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

承認第2号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、承認第2号専決処分第2号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

### 日程第3 承認第3号 専決処分第3号の承認について

#### (説明、質疑、承認)

○議長（井上洋一） 日程第3承認第3号専決処分第3号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） 承認第3号専決処分第3号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成20年6月13日提出、砥部町長中村剛志。

専決第3号でございますが、平成20年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第1号）について。平成20年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。平成20年5月19日、砥部町長中村剛志。

予算書をお願いいたします。1ページをお開きいただいたらと思います。平成20年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第1号）。平成20年度砥部町の老人保健特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,710万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,366万3千円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。それでは補正予算の内訳をご説明申し上げます。まず、歳出からご説明いたしたいと思います。10ページ、11ページをお願いします。6款1項1目の前年度繰上充用金で、2,710万4千円の補正をするものでございます。ここで、繰上充用とは、歳入が歳出に対しまして不足する、いわゆる赤字になった場合、翌年度の歳入を繰り上げてその不足分を充てることとなります。その場合、地方自治法施行令第166条の2によって、そのための必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならないとされております。今回の老人保健特別会計においては国の負担金が、全国統一的なルールによって、一定期間の見込み交付と

なるため結果的に不足が生じたものであります。この不足分は翌年度において、必ず精算されることとなっております。従いまして、翌年度において補填される見込みがなければ、大きな問題となりますが、この老人保健特別会計に限って言えば、現行の仕組みルールから見て、繰上充用措置も事務的な措置としてやむを得ないと考えております。また、この時期は5月末の出納整理期間の閉鎖日までに町長が専決処分せざるを得ない場合が多いと思われまます。次に歳入についてご説明をいたします。8ページ、9ページをお願いします。2款1項1目の医療費負担金で、2,710万4千円の補正をするものでございます。これは過年度分の国庫負担金の精算交付金を充てております。具体的に申し上げますと、平成19年度の老人保健特別会計におきましては歳入額が21億2,627万9,344円に対しまして、歳出額が21億5,338万3,340円となりまして、2,710万3,996円の歳入不足であります。これは、年度後半に医療費が増加したことや、国の負担金及び支払基金からの交付金の概算払い額が少額であったことや、変更交付申請後に医療費が増えたことによりまして、20年度に支払われる19年度の精算額が大きくなったものでございます。この20年度に支払われる19年度の精算額につきましては、国の負担金が3,703万1,391円。支払基金からの交付金が1,721万4,604円で、合計しますと5,424万5,998円となります。今回、この国の負担金3,703万1,394円のうち、2,710万3,996円を19年度の繰上充用金に充てるものでございます。また、この老人保健医療制度が4月から後期高齢者医療制度へ移行しましたが、老人保健特別会計の20年度予算としまして、主に3月診療分の医療費が残っております。19年度からの多額の精算金が入ってくる関係もございまして、20年度予算においては歳入超過も考えられますので、今回の繰上充用扱いとさせていただきますのでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 繰上充用と、多分、私が議員になって初めて聞く言葉だろうと思います。次の年にですね、それだけの分が入ってくるという保証がついているからこそ、これが充用できるんだらうと思うんですけども、万が一の話ですよ、これが入ってこなかった場合は、これはどういうふうになっていくんですかね。万が一のことですよ、これは。

○議長（井上洋一） 藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） 土居議員さんのご質問にお答えいたします。万が一、入らない場合はですね、一般会計からの繰入金で賄うということでございます。

○議長（井上洋一） 他にございせんか。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

承認第3号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、承認第3号専決処分第3号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第4 報告第1号 砥部町土地開発公社平成20年度事業計画及び予算並びに平成19年度決算に関する書類の提出について  
(説明、質疑)

○議長（井上洋一） 日程第4報告第1号砥部町土地開発公社平成20年度事業計画及び予算並びに平成19年度決算に関する書類の提出についてを議題とします。本件について、報告を求めます。上岡企画課長。

○企画課長（上岡洋一） 報告第1号砥部町土地開発公社平成20年度事業計画及び予算並びに平成19年度決算に関する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、砥部町土地開発公社平成20年度事業計画及び予算に関する書類並びに平成19年度決算に関する書類を別冊のように提出する。平成20年6月13日提出、砥部町長中村剛志。

それでは説明の都合上、平成19事業年度の収支決算から説明をさせていただきます。なお、土地開発公社経理基準要綱の改正を受けまして、当公社も今回の決算よりキャッシュ・フロー計算書を作成いたしました。さらにこの改正の中で、字句の改正と、附属明細票の様式を改正しておりますのでご了承をいただきたいと思います。それでは19ページをお願いいたします。平成19年度収支決算書。収入について説明いたします。1款の繰越金は予算額607万4千円に対し、決算額607万4,675円で、675円の増となっております。2款の事業外収入は予算額6千円に対し、決算7,126円で1,126円の増となっております。従いまして、予算額608万円に対し、決算額608万1,801円で、1,801円の増でございます。次のページをお願いします。支出について説明いたします。支出につきましては1款管理費、2款予備費とも、支出がございません。従いまして、収入の決算額608万1,801円が平成20事業年度の準備金として繰越しとなります。13ページをお願いいたします。平成20年3月31日現在の財産目録について説明いたします。まず資産の部の流動資産として、普通預金、定期預金を合わせて1,107万1,801円。固定資産として、出資証券1万円がございます。次に負債の部でございますが、流動負債、固定負債ともございません。従いまして、差引純資産は1,108万1,801円となっております。次のページをお願いいたします。貸借対照表の説明でございます。資産の部で、流動資産が1,107万1,801円、固定資産が1万円あります。次に、負債及び資本の部でございますが、負債の部は流動負債、固定負債ともございません。資本の部は、資本金500万円、前期繰越準備金607万4,675円、当期純利益7,126円で、合計1,108万1,801円となっております。15ページをお願いします。損益計算書でございますが、19事業年度で事業をしておりませんので、事業外収益の7,126円が当期純利益となります。これに前期繰越準備金

の607万4,675円を加えた608万1,801円が繰越準備金となります。次に16ページをお願いいたします。先程、冒頭でお話をしたキャッシュ・フロー計算書でございます。1、事業活動によるキャッシュ・フロー。利息の受取額7,126円でございます。2、投資活動によるキャッシュ・フローについては0円でございます。財務活動によるキャッシュ・フローもございません。4、現金及び現金同等物増加額でございますが、定期預金、普通預金の利息、それから出資金の配当金の合計でございます。5、現金及び現金同等物期首残高でございますが、資本金500万、前期繰越準備金を合わせた1,107万4,675円でございます。6の現金及び現金同等物期末残高は4と5を合算いたしまして、1,108万1,801円でございます。以下、17ページに事業報告書、18ページに決算審査意見書、21ページ以降、附属明細表を22、23、24と添付させていただきますのでご覧をいただきたいと思っております。

次に、平成20事業年度の予算についてご説明を申し上げます。1ページをお願いいたします。平成20年度砥部町土地開発公社予算。第1条平成20年度砥部町土地開発公社の予算は次に定めるところによる。第2条収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ611万9千円と定める。2項収入支出の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表収入支出予算」による。3ページをお願いいたします。平成20年度の収入は1款1項繰越金が608万1千円、2款1項受取利息が3万7千円、2款1項雑収入が1千円で、合計611万9千円。次に支出でございますが、1款1項一般管理費が8万円、2款1項予備費が603万9千円で、合計611万9千円でございます。以下、4ページ以降に事業計画書、資金計画、収入支出予算事項別明細書を添付しております。8ページ以降には予算に関する説明書類といたしまして、平成19事業年度の予定貸借対照表、平成20事業年度の予定貸借対照表、10ページに平成19年度予定損益計算書を添付しておりますので、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上で報告第1号砥部町土地開発公社平成20年度事業計画及び予算並びに平成19年度決算に関する報告とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

## 日程第5 報告第2号 株式会社グリーンキーパー平成20年度事業計画及び予算並びに平成19年度決算に関する書類の提出について

(説明、質疑)

○議長（井上洋一） 日程第5報告第2号株式会社グリーンキーパー平成20年度事業計画及び予算並びに平成19年度決算に関する書類の提出についてを議題とします。本件について、報告を求めます。西崎農林課長。

○農林課長（西崎悟） 報告第2号についてご説明いたします。報告第2号株式会社グリーンキーパー平成20年度事業計画及び予算並びに平成19年度決算に関する書類の提出

について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社グリーンキーパー平成20年度事業計画及び予算に関する書類並びに平成19年度決算に関する書類を別冊のように提出する。平成20年6月13日提出、砥部町長中村剛志。

次のページをお願いいたします。平成20年度事業計画。1、経営方針。砥部町、広田村が合併をして3年が経過した。全国的に第3セクターの慢性的な経営不振は続いており、当社も例外ではない。林業に対する環境が厳しい中、砥部町をはじめ砥部町森林組合等関係機関との連携を密にし、補助事業による間伐業務を積極的に行い、安定した経営に努めます。自然破壊、異常気象など連日、環境問題への報道がされている。またオリンピックイヤーも重なり、発展途上国の経済成長と共に、環境問題は加速しつつある。自然に携わる集団として、京都議定書に伴うCO2削減へ微力ながら貢献し、かつ森林の維持管理にも積極的に参加し、地域貢献及び環境保護に努めます。地球環境の改善が急務の中、森林の役割は不可欠であり、林業関係者への期待も広がっている。美しい砥部町、美しい愛媛、美しい日本になるよう、社員一丸となり、きこりの誇りを胸に邁進してまいります。株主各位の一層のご理解とご支援並びにご指導を賜りますようお願いいたしますとしております。

次のページをお願いいたします。平成20年度収支予算。損益計算書によりご説明いたします。20年度予算段をご覧ください。Ⅰ. 売上高。林業収入、運送収入合わせまして5,613万。Ⅱ. 販売費及び一般管理費。6,287万8千円。営業損失674万8千円。Ⅲ. 営業外収益。雑収入、受取利息と合わせまして79万円、計上損失595万8千円。Ⅳ. 特別収益1,130万円、税引前当期純利益534万2千円、法人税住民税及び事業税213万7千円、当期純利益320万5千円としております。なお、売上高計算内訳、販売費及び一般管理費の計算内訳につきましては2ページの下表及び3ページに掲載しておりますのでご参照ください。

続きまして、19年度の決算についてご説明をいたします。5ページをお願いいたします。貸借対照表、資産の部。Ⅰ. 流動資産、決算額1億242万9,930円。Ⅱ. 固定資産、有形・無形合わせまして270万3,406円。Ⅲ. 繰延資産0。資産の部合計1億513万3,336円。6ページをお願いいたします。負債の部、Ⅰ. 流動負債決算額1億60万393円。Ⅱ. 固定負債0。負債の部合計1億60万393円。純資産の部、Ⅰ. 株主資本決算額9,453万2,943円。Ⅱ. 評価・換算差額等0。Ⅲ. 新株予約権0。純資産の部合計9,453万2,943円、負債・純資産の部合計1億513万3,336円。7ページをお願いいたします。損益計算書、Ⅰ. 売上高決算額5,326万9,298円。Ⅱ. 売上原価0。Ⅲ. 販売費及び一般管理費6,080万1,037円、営業損失753万1,739円。Ⅳ. 営業外収益78万4,702円。Ⅴ. 営業外費用0、経常損失674万7,037円。Ⅵ. 特別利益1,130万6千円。Ⅶ. 特別損失0。税引前当期純利益455万8,963円、法人税住民税及び事業税174万8,800円、当期純利益281万163円。8ページ以降から11ページにつきましては計算内訳書を記載しておりますのでご参照していただければと思います。

以上で報告第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。以上で報告第2号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第3号 有限会社砥部町産業開発公社平成20年度事業計画及び予算並びに平成19年度決算に関する書類の提出について  
(説明、質疑)

○議長（井上洋一） 日程第6報告第3号有限会社砥部町産業開発公社平成20年度事業計画及び予算並びに平成19年度決算に関する書類の提出についてを議題とします。本件について、報告を求めます。相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） それでは報告第3号について説明申し上げます。報告第3号有限会社砥部町産業開発公社平成20年度事業計画及び予算並びに平成19年度決算に関する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社砥部町産業開発公社平成20年度事業計画及び予算に関する書類並びに平成19年度決算に関する書類を別冊のように提出する。平成20年6月13日提出、砥部町長中村剛志。

それでは第23期の決算報告から申し上げますので5ページをお願いいたします。貸借対照表で説明します。項目、前期額、決算額とありますが、項目と決算額をご説明申し上げます。Ⅰ. 流動資産は468万1,569円です。その内訳は現金と未収金でございます。この未収金は峡の館の売上手数料の3月分でございます、振替えが出来てないということでございます。次に、Ⅱ. 固定資産147万2,343円です。内訳は有形固定資産131万9,883円が主なものでございます。繰延資産はありません。資産の部合計615万3,912円となります。続いて6ページをお願いいたします。負債の部についてご説明します。流動負債134万153円は未払金等でございます。続いて固定負債でございますが、242万1千円、この内訳は長期借入金、退職給付引当金でございます。負債の合計376万1,153円です。中段に純資産の部がございますが、Ⅰ. 株主資本239万2,759円、資本金533万円でございます。資本剰余金はありません。3の利益剰余金につきましては△293万7,241円でございます。純資産の部の合計が239万2,759円となっております。負債・純資産の部の合計615万3,912円となります。続いて7ページをお願いいたします。損益計算書でご説明します。Ⅰ. 売上高でございますが1,561万1,798円、内訳は管理受託料579万9千円、売店手数料927万2,798円、賃貸料54万円でございます。なお、売上原価につきましてはジュース等の仕入れのために13万1,426円でございます、売上総利益が1,548万372円となっております。また、販売費及び一般管理費ということで1,505万7,229円となっております、営業利益が42万3,143円で、営業外収益と合わせますと124万876円です。法人税を8万1,374円支払いますと当期純利益となりまして115万9,502円となっております。次に、1ページにお帰りいただいたらと思います。

平成20年度の事業計画についてご説明いたします。1の社員総会及び役員会の開催につきましては、2番の自主運営事業につきましては変更ございませんので、省略させていただきます。3番の受託事業でございますが、峡の館の指定管理業務の受託でございます。1番の顧客サービスにつきましては、いつも笑顔で元気よく対応していきたいということでございます。2番目につきましては販売及び収益に関する方針でございます。販売及び収益に関する方針といたしましては約10%アップの6,500万円を目指すということでございます。経費縮減につきましては、経費縮減や人員配置、それから施設管理の方針につきましては前年度と同等でございますので説明は省かせていただきます。

続きまして20年度の収支予算についてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。収入の部でございますが、販売手数料につきましては900万円を見込みとしております。6,500万円掛ける約14%の収益、手数料を得られるということで900万円を計上しております。それから賃貸料につきましては54万円、これは陶芸舎の家賃でございます。指定管理者受託料456万円、峡の館。公園管理124万、神の森公園。雑収入について80万円、これは自動販売機の収入を見込んでおります。その他支出の部でございますが、給与につきましては正職員1名分。雑給につきましてはパート4名分でございます。水道料が結構高くかかりまして、道の駅全体をみておりますので190万円となっております。消耗品費につきましては手提げ袋等の費用も含まれております。なお、平成20年度の当期純利益としては、109万9,500円を見込んでおります。歳出合計1,614万となります。なお、8ページ以降につきましては計算内訳書等になっておりますのでご覧いただけたらと思います。

以上で報告第3号についてご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） ちょっと、お願いをしておきたいんですが、この19年度の決算とか20年度の事業計画とか別段関係ないと思うんですけど、実は先日も、ほたる祭りがありましたね。ほたる祭り。その時に、広田小学校が太鼓を叩くので来ておりましたが、非常に天気がそれまでは、太鼓を叩くまでは、天気が危ないなと思うような感じで心配しておったんですけど、いざ叩くようになったら雨がポロポロし始めた。それで父兄とか先生がですね、ナイロンのテントを張ったりして、最後にはちょっと囲いして、ゆくゆくは中止になったんですが、ああいう時にはですね、餅ほくるんとは別で、餅ほくるんので時間を楽しみにして来ておる人もおりますけど、子どもについては天気が今日は危ないなと思ったら、大きなテントを張るとか、テントの中でやるとか、また時間を繰り上げてちょっと早めにするとかいうふうにして、子どももせっかく楽しみにしてですね、叩くのに来ておるんですから、ひとつ、そこらへんを配慮してやっていただくようにしていただきたいと思います。以上です。

○議長（井上洋一） 別に答弁は要りませんか。相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 栗林議員さんのご質問にお答えさせていただきます。私もちょうどその日は5時頃にですね、あがらせていただきまして、見せていただきました。確かに残念ながら太鼓が叩けないという状況がありました。それから、餅については抽選が入っておるということで、ほらせていただきました。そういうところで、太鼓の分についての、たまたまその日は二階の会議室がほたる鑑賞会をやっておりまして、通常でのイベントであればそちらの方に逃げられるんですけど、たくさんの方に2階も利用していただいたような状況でありまして、テントも準備できていなかったということでもあります。今後、十分、担当の店長とも相談しながらできるだけ対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） すみません。単純にお尋ねします。ページの3ページなんですけれども、20年度の収支予算についてのところで、支出の部の一番最後から3つ目で、借入金返済というのが、町へ返済と備考に書いてあるんですけど、これは何でしょうか。

○議長（井上洋一） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 土居議員さんのご質問にお答えします。借入金返済の12万円ということですが、平成19年度事業としてですね、農業集排の工事がございます。それは陶芸舎、中田さんところの建物ですけれども、それは産業開発公社の建物でございます。それで、産業開発公社のは現金が無いということですね、町の方から150万程度お借りしております。その毎月の返済金1万円ということで12万円でございます。以上です。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。質疑を終わります。以上で報告第3号を終わります。

~~~~~

#### 日程第7 報告第4号 平成19年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について (説明、質疑)

○議長（井上洋一） 日程第7報告第4号平成19年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 報告第4号平成19年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について。平成19年度砥部町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。平成20年6月13日提出、砥部町長中村剛志。

繰越計算書の方をご覧ください。自治体の事業予算は単年度を原則に組まれております。その年度中に完成できない事業がある場合は、繰越明許費として予算書にその旨を計上するわけですが、繰越明許費を設定した場合は翌年度に繰越計算書を調製し、6月の議会で報告するという決まりになっております。19年度は一般会計と、公共下水道特別会計各1件の繰越明許費がありましたので、自治法の規定に従って報告をいたします。内容ですが、一般会計で8款2項道路橋梁費で、町道高尾田宮内線道路改良事業

400万円の繰越明許費をいたしまして、翌年度へ400万円全額を繰越しております。財源は一般財源でございます。次に、公共下水道特別会計でございますが、1款公共下水道事業費1項公共下水道事業費で4億303万4,450円を繰越しております。翌年度に繰越しました額でございますが、3億7,674万8,050円でございます。財源につきましては既収入として繰入金1,726万1,050円、未収入の特定財源として国庫支出金が1億8,128万7千円。地方債が1億7,820万でございます。以上のとおりでございます。

以上、ご報告いたします。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。以上で報告第4号を終わります。  
ここで暫く休憩します。再開は10時50分の予定です。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時52分

~~~~~  
日程第8 議案第44号 砥部町区長設置条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（井上洋一） 再開します。日程第8議案第44号砥部町区長設置条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第44号砥部町区長設置条例の一部改正について。砥部町区長設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年6月13日提出、砥部町長中村剛志。

高市地区は行政区が現在1区と2区に分かれております。住民の総意によりまして、自治組織が1本化されたことに伴いまして、高市1と高市2を統合いたしまして、行政区の名称と区域をそれぞれ高市というふうに改めるものでございます。附則、この条例は、公布の日から施行する。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 単純な質問で失礼をいたしますが、旧の砥部と旧の広田で、これで50いくつかと思っておりますが、ちょっと正式な区のあれを教えてくださいと思います。

○議長（井上洋一） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の宮内議員さんのご質問ですが、区の数でしょうか。まず始めに現在区の数です、改正前で64区でございます。その内、区長が不在の区が立野区と千里区は区長が不在になっております。今回、高市が2つが1つに統合された関係で、63区、61区長になります。以上でご報告を終わります。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第44号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思いを。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第44号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月20日の本会議でお願いします。

~~~~~

## 日程第9 議案第45号 土地改良事業の施行について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（井上洋一） 日程第9議案第45号土地改良事業の施行についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。西崎農林課長。

○農林課長（西崎悟） 議案第45号についてご説明いたします。議案第45号土地改良事業の施行について。砥部町が行う下記土地改良事業の開始に当たり、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。平成20年6月13日提出、砥部町長中村剛志。

1. 事業名、愛媛県単独土地改良事業（かんがい排水）。地区名、大南。事業の概要、水路改修ベンチフリューム400、延長L193m。位置図、平面図、断面図等につきましては別紙をご参照ください。事業費280万円。負担区分、県40%、町40%、地元20%。2. 改修後の予定管理方法、砥部町において管理。提案理由といたしまして、土地改良法第96条の2第1項の規定に基づき、知事に施行協議を行うため、提案するものでございます。なお、予算につきましては3月の定例会におきまして議決をいただいております。以上で議案第45号のご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） ちょっと1点、教えていただきたいんですが、ちょうどこの平面図で見たらこの赤線が今度の工事区間になっておりますが、詳しく分からないんですが、普通水路関係は水利が絡んでおるんですけど、ここは改修後の予定管理方法は砥部町において管理となっておりますが、水利は管轄がないのか、そこらへんちょっと教えていただきたいと思いを。

○議長（井上洋一） 西崎農林課長。

○農林課長（西崎悟） 栗林議員さんのご質問にお答えをいたします。まず、管理ということにつきましては、3つの管理がございます。1つには水路等の下の土地の財産管理が1つ。そして、その土地改良施設の目的機能を管理する、すなわち機能管理、それが2つ目。そして一般の維持管理というふうに3つの管理がございます。最初に申し上げました財産管理と機能管理は砥部町が管理し、通常の日常維持管理については地元水利組合と、

こういうふうな管理区分になっておりますのでご理解をお願いをお願いをいたします。以上です。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） ちょっと今、説明していただいて、分かったような分からんようなあれなんですけど。この3つの管理方法があると。普通は一般管理で、これは水利が管理するので一般管理と。あとの2つの財産管理、目的機能管理についてはどういふうに申請したら、普通の一般の水路よりも、申請のし方によっては町の管理方法に持っていけることができるのか。そこらへんもちょっと教えて欲しいと思います。

○議長（井上洋一） 西崎農林課長。

○農林課長（西崎悟） 栗林議員さんのご質問にお答えをいたします。一般の水路、この場合、かんがい排水で議案を提出していただいておりますので、水路ということに限って申し上げますと、今までどおり財産管理、すなわち土地については法定外公共財産ということで、町の管理でございます。それと、機能管理ということで、水路の場合、水を通水する機能を管理する、それは市町村にございまして、すなわち、ここでございますと、砥部町が管理をしていくと。従って、水路断面、水路が損壊しましても災害復旧工事、そういったものの維持管理をしていくことも出来ますし、一般の、例えば宮内の水路にいたしましても財産、機能については町でございます。日常の維持管理については地元と、こういうふうに認識をしております。以上です。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第45号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第45号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月20日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第10 議案第46号 平成20年度砥部町一般会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第47号 平成20年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（井上洋一） 日程第10議案第46号及び日程第11議案第47号平成20年度補正予算に関する2件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。一般会計補正予算1ページをご覧ください。議案第46号平成20年度砥部町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,114万3千円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ60億3,760万6千円とする。それから第2条をご覧ください。債務負担行為補正でございますが、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。平成20年6月13日提出、砥部町長中村剛志。

内容でございますが、補正予算書の2、3ページをお開きください。まず、歳出補正でございますが、2款総務費に184万9千円。3款民生費に460万9千円。7款商工費に142万7千円。10款教育費に325万8千円を追加するものでございます。合計1,114万3千円でございます。歳出補正の事業の内容につきましては、お手元にお配りしております議案概要の7ページ以降に説明をしております。また、来週からの常任委員会で詳細をご審議いただくことと思いますので、ここでは省略させていただきます。次に、2ページの方、歳入の方でございますが、この歳出の財源でございますが、2ページの方をご覧ください。14款県支出金を133万7千円。17款繰入金を39万6千円。18款繰越金を691万円。19款諸収入として雑入を250万と予定しております。それから4ページをご覧ください。第2表の債務負担行為でございますが、地域間交流施設用地借上料に対する債務負担行為でございますが、これは駐車場を予定しておる部分につきまして用地の借上を行いますので、29年度までの債務負担行為を設定するものでございます。限度額を414万円としております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 辻水道課長。

○水道課長（辻充則） それでは、議案第47号平成20年度砥部町水道事業会計補正予算（1号）についてご説明申し上げます。第1条平成20年度砥部町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。第2条平成20年度砥部町水道事業会計予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,467万2千円は、減債積立金600万円、過年度分損益勘定留保資金1億8,867万2千円で補填する。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,767万2千円は、減債積立金1千万円、建設改良積立金500万円、過年度分損益勘定留保資金1億8,267万2千円で補填するものとする。)」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

今回の補正の内容でございますが、第2款簡易水道資本的支出第1項建設改良費を300万円増額するものでございますが、万年、総津、大内野地区の監視計装設備工事請負費を現地調査による詳細設計の結果、300万円増額するということでございます。平成20年6月13日提出、砥部町長中村剛志。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 債務負担行為についてひとつお尋ねしたいと思うんですけど、実はこれ、継続費というので行う方がよろしいんじゃないかと思うんですけど。債務負担行為と継続費は、いわゆる継続費というのは現年度化されていくものなんですけど、債務負担行為ももちろん単年度に予算として載せればいけるんですけど、実際は、もう契約上だけの問題ということもありますし。一番それが言われておるのが、これが予算にもし計上され

なかったら、闇のですね借金というふうにも言われているもんなんですけど。継続費としてこれをなさる方が単年度、単年度の予算に入っていくんでよろしいんじゃないかと思うんですけど。ちょっとそこらへん、私の認識と間違ってたらいけないので説明をお願いしたいと思います。

○議長（井上洋一） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 土居美智子議員のご質問にお答えいたします。通常、継続費、まあ予算の手法でございますが、継続費予算をする場合は最長でも5年以内とかですね、通常でありますと3年以内ぐらいの長さで継続費をかけるものでございます。継続費の場合と、債務負担行為の場合の違いといいますのは、継続費の場合には、その予算をその年の予算ですが、必ずその年の予算に上げなければなりませんけれども、余った費用を定時繰越できると。つまり3年間で300万円の継続予算を組んでおって、毎年100万ずつの予算といたします。そうすると、その100万円の予算というのは例えば20、21、22年で300万の継続予算をといたしましても、20年度に100万円の予算を必ず上げないかんわけです。予算として、予算書の方に上げないかん。21年度もまた100万円の予算書を上げるというわけですが、20年度で90万しか使わなかったとって10万円残るわけですが、その10万円については定時繰越という形で自動的に翌年度へ送り出されると。財源として残るといふふうに考えていただいたらと思います。

かえって債務負担行為というのは多くは長期間の場合、10年とかですね、そういう場合に債務負担行為をすることが多くございまして、それはその間の債務を町が保証するということがございますので、予算に上げるとか、上げなかったとしてもですね、その間は議決をいただいて、町が、例えば今回でしたら400万円の債務を保証しておるわけでございますので、この債務の保証をもって契約に望むと。つまり単年度の契約は原則でございますが、10年間の、町が債務を負担することを予算書に上げて、議決をいただくことで、10年間のスパンの契約ができるというふうにお考えいただいたらと思います。当然、契約をするわけでございますので、それが予算に必ず載りますけれども、相手方にとってはですね、町が債務を10年間のその金額の債務を保証しておると、またその金額の中での、契約をするわけでございますから、司法上の契約が成立しておるというふうにお考えいただいたらと思います。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。14番、田室博志君。

○14番（田室博志） 小学校費、教育費の中で、小学校英語教育指導業務委託料ということで、新しくこのようなことが入っておりますが、これについてはどのような内容で、どのような学年に、どのような指導をされるのか。そこらあたり具体的に説明をしていただきたいと思いますが。

○議長（井上洋一） 松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） ただ今のご質問にお答えいたします。新しい教育学習指導要領の改訂によりまして、小学校では平成23年度から5、6年生で英語の授業が開始されます。授業といいましても単語を習ったりといいますか、書いたりというんじゃないで、リスニング、要するに会話を主にした授業になろうかと思いますが、23年度から始まり

ます。これを前に、21、22と移行期間がございます。この移行期間で各学校におきまして、どのような方法で対応していくかを準備するわけでございますが、その前段といたしまして、本年度、宮内小学校が研究指定校ということで、県の指定を受けました。それで、宮内小学校を拠点としまして英会話のできる講師に来ていただきまして学校の先生方に、どのような授業方法を取ったらいいとか、そういう内容につきまして研修も行いますし、直接5、6年生を対象に英会話の授業といたしますか、そのようなことを行うことになります。そして、宮内小学校を拠点といたしましても、やりますと、その5、6年生だけがちょっとレベルが上がることになりますので、町全体で同じ対応をやったりする必要があるので、他の麻生小学校、砥部小学校につきましても少し町の予算を持ち出ささせていただきまして、そういう研究もしたいということになっておりますし、広田地区の小学校につきましては、現在、砥部中学校にALTが配置されておりますので、そのALTの時間をうまく工夫しまして、現在でも派遣しまして、英会話の授業の関係をしておりますが、ALTによりまして、広田地区は対応したいというふうに考えております。このような事業で、県からの研究指定校としての授業を行う予定になっております。

○議長（井上洋一） 14番、田室博志君。

○14番（田室博志） これ、今の話ですけれども、週に何時間というようなことになっておるわけですか。そうではないわけですか。

○議長（井上洋一） 松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） 説明不足で申し訳ございませんでした。週1回、年間35日が1つの学校でございます。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。16番、山本典男君。

○16番（山本典男） 田室さんのと大体似ておるんで、同じようなことを言おうと思つとるんですが。前に、改革会議というような形の中で、いわゆる英語助手というんですか。削減されたというふうな状況が数年前からあったというふうに思っておるんですが。今回、小学校もそういう英語のあれをするというふうなことで、新たになったわけですが。今、ALTの関係の人は1人残っておると思うんですが。それで、対応が出来るのか。それとも新たに雇わなければならないのか。そのようなところをちょっと教えて欲しいんですが。

○議長（井上洋一） 松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） ただ今のご質問にお答えいたします。現在砥部中学校に英語指導助手が配置されております。それで、中学校を主に各小学校へも出向いて行きまして外国語に慣れていただくということで対応しておりますが。この制度につきましては変わりません。平成23年度からは、学校の1つの、各小学校で5、6年生に対しまして、1つの、どう言いますか、教科と言いますか、そういう形で新しく始まりますので、これに対応する講師につきましては、英会話等の出来る県費教職員が配置されるものと考えております。

○議長（井上洋一） 16番、山本典男君。

○16番（山本典男） 今、聞いたところは、後では県費補助で来るかもしれないというような話で。先程の、一番最初の、田室議員の話の中であったものには、いわゆる適当な

方法でという言い方もありますし、また、学校英語助手の話もありましたし。まあそこらのところちょっと分からないんですが。いわゆる学校制度が変わったからやるということだけではなくて、やはり、ある意味では教育委員会がひとつの方針の中で、そして、学校が変わったから辞めさせて帰らす。ほやけど、今度小学校がなったからするというような、あやふやなことではですね、やっぱり学ぶ人間もですね、本格的になる話ではないと私は思うんで。それは、やはり、どうしたら英語の教育が砥部町に定着するのか、小学校、中学校に定着するのか、そういったことの大きな流れの中で、やはり考えてもらわないとですね、今の話ではですね、なんか、仕方無しにやりよるというふうに聞こえてならないんですが。もうちょっと、やはり本格的に定着するような方向での一貫した姿勢が、やっぱり必要じゃないかというふうに思いますので。制度もころころ変わるわけですから、そういうだけじゃなくで、砥部町としてどういう姿勢でいくかということをやったりしないと。なんか知らん間に、もう要らんけん帰らす、ほたらまた始まったけん、小学校があるけんというような、そんな感じではですね、やっぱり定着はおぼつかないというふうに思うんで、そこのところよろしくお願いします。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。8番、樋口泰幸君。

○8番（樋口泰幸） 今の質問と違ってかまんのかな。関連なしでね。議案概要6ページの一番下の、地域間交流施設事業に係る経費として用地購入費、土地借上料、分筆図面作成委託料107万5千円追加となっております。その後、今のところで債務負担行為の中で、地域間交流施設用地借上料とあります、借上料と、この土地借上料とは別の問題ですか、それとも同一の場所の問題ですか。

○議長（井上洋一） 大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の樋口議員さんのご質問にお答えをいたします。費用としては同じものでございます。借地そのものが10年の契約を見込んでおります。債務負担については9年間、当然、本年から借地を、契約をするわけでございまして、本年は7月からを予定をさせていただいております。従って、本年は9カ月分ということになります。以上でお答えとさせていただきます。

○議長（井上洋一） 11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） ちょっと、なんぼ考えても分かりませんが、このですね、地域間交流施設、これはどこのことを指しておるのか、まずそこから始めないとわかりませんのでよろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の、宮内議員さんのご質問にお答えさせていただきます。説明が不十分で申し訳ございません。これは、過疎債の、補助金の関係で、こういう名称を付けさせていただいておりますが、広田地区公民館改築事業ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第46号及び議案第47号平成20年度補正予算に関する2件については、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」の声あり。〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第46号及び議案第47号平成20年度補正予算に関する2件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月20日の本会議でお願いします。

以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時24分 散会

平成20年第2回定例会（第3日） 会議録

招集年月日	平成20年6月20日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成20年6月20日 午前9時30分 議長宣告		
応招議員	1番 山口元之      2番 政岡洋三郎      3番 西岡章一 4番 土居美智子      5番 中村 茂      6番 西村良彰 7番 井上洋一      8番 樋口泰幸      9番 栗林政伸 10番 土居英昭      11番 宮内光久      12番 大野和博 13番 中島博志      14番 田室博志      15番 平岡文男 16番 山本典男      17番 玉井啓補      18番 三谷喜好		
不応招議員	なし		
出席議員	出席議員は、応招議員の18名		
欠席議員			
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長                      中村 剛志                      副町長                      柳田 稔 収入役                      佐川 秀紀                      教育長                      佐野 弘明 総務課長                      明賀 徹                      広田支所長                      丸本 正和 企画課長                      上岡 洋一                      監理財政課長                      松下 行吉 税務課長                      武智 充吉                      住民サービス課長                      藤田 正純 民生こども課長                      正岡 修平                      生きがい推進課長                      大西 潤 健康づくり課長                      相原 宜紀                      学校教育課長                      松村 昇二 生涯学習課長                      大野 哲郎                      環境保全課長                      日浦 昭二 商工観光課長                      相田由紀夫                      農林課長                      西崎 悟 建設課長                      萬代 喜正                      下水道課長                      東岡 秀樹 水道課長                      辻 充則		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原田 公夫		

平成20年第2回砥部町議会定例会議事日程 第3日

平成20年6月20日（金）午前9時30分開議

・開 議

- 日程第1 議案第44号 砥部町区長設置条例の一部改正について
- 日程第2 議案第45号 土地改良事業の施行について
- 日程第3 議案第46号 平成20年度砥部町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第47号 平成20年度砥部町水道事業会計補正予算  
（第1号）
- 日程第5 請願第1号 住民の暮らしを守るため、地方財政の強化・拡充を求める請願について
- 日程第6 請願第2号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する請願について
- 日程第7 請願第3号 「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を求める請願について
- 日程第8 農業委員会委員の推薦について
- 日程第9 議員派遣の件について

平成20年第2回砥部町議会定例会 追加議事日程 第3日

平成20年6月20日(金)

追加日程第1 発議第2号 砥部町議会議員定数条例の制定について

追加日程第2 特別委員会の設置及び委員の選任について

・閉 会

平成20年第2回砥部町議会定例会  
平成20年6月20日（金）  
午前9時30分開会

○議長（井上洋一） これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第44号 砥部町区長設置条例の一部改正について  
（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 日程第1議案第44号砥部町区長設置条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） 総務文教常任委員会の審査報告をいたします。ご報告申し上げます。去る6月13日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第44号について、審査の結果をご報告申し上げます。

砥部町区長設置条例の一部改正については、高市地区の住民の総意により、高市1区と高市2区の自治組織が統合されたことに伴い、別表を改正するものであります。

よって、議案第44号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。  
議案第44号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。  
よって、議案第44号砥部町区長設置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第45号 土地改良事業の施行について  
（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 日程第2議案第45号土地改良事業の施行についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。平岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（平岡文男） 産業建設常任委員会の審査報告を申し上げます。去る6月13日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第45号

について、審査の結果をご報告申し上げます。

土地改良法第96条の2第1項及び第2項の規定に基づき、市町村が土地改良事業を行なう場合は、あらかじめ議会の議決を経て都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないと規定されております。今回、久保田地区で行なう野地水路改修の土地改良事業は必要な事業であり、適切な措置がなされていると認められ、議案第45号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。  
議案第45号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。  
よって、議案第45号土地改良事業の施行については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第46号 平成20年度砥部町一般会計補正予算（第1号）

### 日程第4 議案第47号 平成20年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号） （所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 日程第3議案第46号及び日程第4議案第47号の平成20年度補正予算に関する2件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。平岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（平岡文男） 産業建設常任委員会の審査報告を申し上げます。去る6月13日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました補正予算2件について、審査の結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第46号一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会に所管する項目について、集会所整備事業費では、高市集会所の屋根塗装改修工事及び向南台集会所トイレ改修工事費の補助金49万9千円を。商工費では、交流ふるさと研修の宿の業務用冷凍冷蔵庫及び調理用ガスレンジ等購入費99万2千円、峡の館長屋陸棟修繕料43万5千円の補正をするものであります。

次に、議案第47号平成20年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）については、簡易水道で、万年、総津、大内野地区浄水場の監視計装設備工事の実施設計により300

万円を増額補正を行っているものであります。

いずれも適切な補正がなされており、議案第46号、47号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 西岡厚生常任委員長

○厚生常任委員長（西岡章一） ご報告申し上げます。去る6月13日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第46号について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第46号平成20年度砥部町一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会に所管する項目について社会福祉費では、障害者自立支援システム改修委託料98万7千円、砥部老人憩いの家屋根防水補修工事費72万5千円、マッサージチェア購入費39万7千円を。児童福祉費では、北川毛遊園地内トイレ・遊具整備事業交付金250万円を補正しており、いずれも、必要経費の補正をするものであります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） ご報告申し上げます。去る6月13日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第46号平成20年度砥部町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、総務費で八瀬区有線放送施設整備補助金24万円、町有林の災害保険加入保険料91万円、県総合防災訓練負担金20万円を。教育費で、小学校英語教育推進事業費95万円、砥部中学校避難器具及び防火シャッター修繕費117万6千円、地域間交流施設建設事業費107万5千円、愛媛国体開催に係る視察費用5万7千円の増額補正予算となっております。歳入については、県支出金、繰越金、基金繰入金、諸収入を充当しています。その他、地域間交流施設用地借上料に対する債務負担行為補正を行っております。

以上、議案第46号については、適切な予算補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。

議案第46号平成20年度砥部町一般会計補正予算(第1号)について討論を行います。  
討論はありませんか

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第46号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第46号平成20年度砥部町一般会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第47号平成20年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第47号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第47号平成20年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第5 請願第1号 住民の暮らしを守るため、地方財政の強化・拡充を 求める請願について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 日程第5請願第1号住民の暮らしを守るため、地方財政の強化・拡充を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託され継続審査となっておりました請願第1号住民の暮らしを守るため、地方財政の強化・拡充を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願の趣旨の総論については現在の地方の状況が述べられていますが、請願項目については、国政レベルの問題であり本町の議会の権限に属さない事項であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

まず、委員長の報告に反対者の発言を許します。17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 住民の暮らしを守るため、地方財政強化・拡充を求める請願は不採択との報告に対し反対討論を行います。

地方分権の推進、地域経済の振興、雇用創出の促進、環境問題の対応、教育、医療、福祉の充実等を進め、市民が安全・安心に暮らせる豊かな社会を実現するため、地方が果たすべき役割は一段と高まっています。しかし、現在多くの地方で高齢化と少子化が進行する一方で経済のグローバル化が進行し、中央と地方の経済格差はますます拡大している現状です。

今国会で道路特定財源の論議が行われています。共産党の予算委員会質問で、採算性を

度外視、業界と天下りのための道路建設計画を推進する無謀さと、道路特定財源の弊害をくっきりと浮き彫りとなっています。その異常さには与党席からもヤジが飛び、政府も計画を再検討する考えを表明せざるを得ませんでした。大きな問題は、全国一の大赤字路線といわれる「東京湾アクアライン」神奈川県川崎市と千葉県木更津市を結ぶ自動車専用の道路で、総額1兆4千4百億円を投じて建設されたものです。着工決定時の道路公団総裁は「採算が取れないことはわかっていた」、「交通量など虚偽に数字を出すため鉛筆をなめざるを得なかった。」などマスメディアに述べていることです。にもかかわらず、東京湾には、このほか「第2アクラライン」と呼ばれる「東京湾口道路」の計画を始め、紀淡連絡道路、伊勢湾口道路、関門海峡道路、豊後伊予連絡道路、島原天草長島連絡道路などの計画があり、そのことは、発注元の国交省OBと受注先の業界団体が一体となって、自分たちが将来請け負う仕事が上手く儲かるように税金で調査をしているといわれても仕方がないものです。政府は、6大長橋を、無謀な道路計画を盛り込んだ「国土形成計画」を閣議決定しようとしています。

このように、社保庁や、国土交通省などの計画、無駄遣いをやめさせ、地方はこれまでの行政改革に懸命に取り組み、上回るペースで経費削減努力を行っています。第66回国会で成立した「財政健全化法」は国が直接管理化において住民サービスや自治体職員の削減を強要する「早期健全化」団体を続出させ、地方自治を破壊し、住民の暮らし・権利を守る自治体の責任を解体させる恐れがあります。

従って、国におかれた、地方財政の充実・強化を図るため、請願項目の2つを実現されるよう強く求め、地方自治法99条に基づいて、政府に対する「意見書」を提出していただくよう総務文教常任委員会の不採択に対し、反対討論といたします。

○議長（井上洋一） ただ今の玉井議員の反対討論ですが、発言中、この請願の趣旨で、第166回国会と請願文書を頂いておりますが、先程66回と言いつつ間違っただけではないかと思っただけで、再確認をしております。訂正ですね。はい、わかりました。

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。6番、西村良彰君。

○6番（西村良彰） 6番、西村でございます。委員長報告に賛成の立場で討論を行います。地方財政の強化・拡充を求める請願内容については、ただ今、委員長が報告したとおりでございます。よって、私は委員長報告に賛成するものであります。議員各位におかれましてもご賛同賜りますようお願い申し上げ賛成討論といたします。

○議長（井上洋一） 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。

請願第1号の採決を行います。請願第1号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[賛成14人 反対3人]

○議長（井上洋一） 起立多数と認めます。ご着席ください。

よって、請願第1号住民の暮らしを守るため、地方財政の強化・拡充を求める請願については、不採択とすることに決定しました。

日程第6 請願第2号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する  
請願について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第6請願第2号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。平岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（平岡文男） 請願第2号産業建設常任委員会に付託されました審査報告を申し上げます。去る6月12日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました請願第2号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する請願について、審査の結果をご報告申し上げます。

請願の趣旨については現在の林野行政の状況が述べられていますが、請願項目については、国政レベルの難しい問題も含んでおります。引き続き、調査検討の必要があると思われれます。

よって、請願第2号は継続審査とすることに決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

請願第2号の採決を行います。請願第2号に対する委員長の報告は、継続審査です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、請願第2号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する請願については、継続審査とすることに決定しました。

日程第7 請願第3号 「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を求める  
請願について

(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第7請願第3号「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。西岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西岡章一） ご報告申し上げます。去る6月12日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました請願第3号「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。

請願事項については、現在、国において議論されていますので、引き続き、調査検討の必要があると思われま

す。よって、請願第3号は継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

請願第3号の採決を行います。請願第3号に対する委員長の報告は、継続審査です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、請願第3号「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を求める請願については、継続審査とすることに決定しました。

ここで、暫く休憩します。休憩時間を利用して全員協議会を開催したいと思います。

休憩 午前 9時57分

再開 午前11時43分

~~~~~

#### 日程第8 農業委員会委員の推薦について

○議長（井上洋一） 再開します。日程第8農業委員会委員の推薦についてを議題とします。おはかりします。議会推薦の農業委員は、篠原修二君、相原利雄君。以上2人の方を推薦したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は、篠原修二君、相原利雄君。以上2人の方を推薦することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第9 議員派遣の件について

○議長（井上洋一） 日程第9議員派遣の件についてを議題とします。

議員の使命と役割及び地方議会制度についての研修のため、7月7日に松山市のにぎたつ会館で開催される平成20年度第1回町議会議員研修会に全議員を砥部町議会会議規則第119条の規定により、派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、派遣することに決定しました。

おはかりします。ただ今議員定数等検討特別委員会から発議第2号砥部町議会議員定数条例の制定についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 発議第2号 砥部町議会議員定数条例の制定について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 追加日程第1発議第2号砥部町議会議員定数条例の制定についてを議題とします。本案について説明を求めます。三谷議員定数等検討特別委員長。

○議員定数等検討特別委員長（三谷喜好） 発議をするにあたりまして、議員定数等検討特別委員会等での審議経過を報告して、議案の説明をさせていただきます。

3月6日に特別委員会を設置し、5回の委員会及び他町での研修等と全員協議会を3回開催し、議論を重ねてまいりました。審議の過程では定数について14、15、16と意見が分かれてきましたが、どの意見も住民の理解を得られるものでございますが、私ども議員活動をするためには、最終的には、これから説明をいたします定数条例案で合意をみたところでございます。

発議第2号砥部町議会議員定数条例の制定について。砥部町議会議員定数条例を次のように定める。平成20年6月20日提出。砥部町議会議長井上洋一様。砥部町議員定数等検討特別委員長三谷喜好。砥部町議会議員定数条例。砥部町の議会議員の定数は16人とする。附則、この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。提案理由、本町議会議員定数を18人から16人とするため、提案するものであります。以上。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
〔質疑なし〕

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。  
〔討論なし〕

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。発議第2号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。  
〔賛成17人 反対0〕

○議長（井上洋一） 全員ご起立いただきました。起立多数と認めます。ご着席ください。よって、発議第2号砥部町議会議員定数条例の制定については可決されました。

おはかりします。特別委員会の設置及び委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第2として、議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。

特別委員会の設置及び委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第2として、議題とすることに決定しました。

~~~~~

## 追加日程第2 特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（井上洋一） 追加日程第2特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。おはかりします。

砥部中学校改築事業について調査検討するため全議員で構成する「砥部中学校改築検討特別委員会」を設置し、これに付託して調査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。

よって、砥部中学校改築事業についての調査検討については全議員で構成する「砥部中学校改築検討特別委員会」を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

ただいま設置されました砥部中学校改築検討特別委員会委員については、委員会条例第8条第1項の規定により全員の議員を指名したいと思います。

全議員を指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。

よって、砥部中学校改築検討特別委員会の委員は、全員の議員を選任することに決定しました。

ここで暫く休憩します。休憩時間を利用して、砥部中学校改築検討特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。11時55分に再開をします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時56分

○議長（井上洋一） 再開します。

互選結果の報告をします。休憩中に砥部中学校改築検討特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告します。砥部中学校改築検討特別委員会委員長に山本典男君。副委員長に中島博志君。以上のとおり互選されました旨の報告がありました。今後、ご協力のほどよろしくお願ひします。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定

例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長あいさつをお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり一言お礼を申し上げます。議員の皆様には12日から本日までの9日間に渡り、終始熱心にご審議を賜り、全議案、ご議決ご承認賜りましたこと、心からお礼を申し上げます。

さて、我が国内外に課題が山積する中、衆参のねじれにより、国政がきちっとして進みません。衆議院解散という声も聞こえてきます。しかし、国家の安定には国会の安定が必要です。そして、何よりも国民に分かりやすい国会運営と、国民主体の国政。未来に希望の持てる政治の復活を願うところであります。

いよいよ、これから本格的な夏を迎えます。議員の皆様には健康にご留意され、地域の発展、砥部町発展のため、一層のご活躍をお祈り申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（井上洋一） 以上をもって、平成20年第2回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 0時00分

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員